



2025 年 3 月 3 日
日本成長投資アライアンス株式会社

株式会社 E ストアー（証券コード 4304）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

日本成長投資アライアンス株式会社が運用もしくはサービスを提供するファンドが保有している株式会社 JG27 は、本日、別添のプレスリリース「株式会社 JG27 による株式会社 E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しましたので、お知らせいたします。

以上

（添付資料）

2025 年 3 月 3 日付「株式会社 JG27 による株式会社 E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

本件に関するお問い合わせ先

日本成長投資アライアンス株式会社

TEL:03-6809-2115 FAX:03-6809-2116 e-mail: info@jgia.co.jp

2025 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社E ストアー
代表者名 代表取締役 COO 社長 柳田 要一
コード 4304 東証スタンダード
問合せ先 広報・IR 室 03-6434-0978

会社名 株式会社 JG27
代表者名 代表取締役 加地 倫文

**株式会社 JG27 による株式会社E ストアー（証券コード 4304）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社 JG27 は、本日、別添のプレスリリース「株式会社E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は株式会社 JG27（公開買付者）が株式会社E ストアー（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025 年 3 月 3 日付「株式会社E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2025 年 3 月 3 日

各 位

会社名 株式会社 JG27
代表者名 代表取締役 加地 倫文

株式会社 E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 JG27（以下「公開買付者」といいます。）は、2024 年 12 月 26 日付「株式会社 E ストアー（証券コード 4304）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2024 年 12 月 26 日付公開買付者プレスリリース」といいます。）において公表しておりましたとおり、2024 年 12 月 26 日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場に上場している株式会社 E ストアー（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしました。

本公開買付けは、本前提条件（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」にて定義します。以下同じです。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に速やかに実施することを予定しておりましたが、下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 3 月 3 日までに、本前提条件がいずれも充足されたことを確認したことから、公開買付者は、同日、2025 年 3 月 4 日より、対象者株式を非公開化することを目的として、本取引（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」にて定義します。以下同じです。）の一環として、本公開買付けを開始することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

（1）本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者及び対象者の完全子会社である株式会社コマースニジュウイチ（以下「コマース 21」といいます。）の株式保有による対象者及びコマース 21 の事業活動の支配管理を主たる目的として、2024 年 12 月 24 日に設立された株式会社であり、本日現在、日本成長投資アライアンス株式会社（以下「JGIA」といいます。）が無限責任組合員である J-GIA 2 号 GP 投資事業有限責任組合が無限責任組合員である J-GIA 2 号投資事業有限責任組合がその発行済株式の全てを所有する株式会社 JG26（以下「JG26」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。

JGIA は、日本企業の中でも、人材・資金・ネットワーク等のリソースが限定的であり、本来の成長可能性を十分に発揮することが現状できていない潜在成長力のある中堅中小企業に特化した事業承継投資、事業支援投資、成長投資などを目的としたファンドを組成・運用しており、JGIA による成長資金提供や経営支援に加えて、JGIA と資本業務提携し、投資先の企業価値向上に各社の強みを活かして貢献するパートナー企業（日本たばこ産業株式会社（以下「JT」といいます。）及び株式会社博報堂（以下「博報堂」といいます。)) による事業支援、投資先企業への人材派遣などを通じて投資先企業の成長を支援しております。なお、本日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりません。

公開買付者の概要は、本日現在、以下のとおりです。

（1）名称	株式会社 JG27
（2）所在地	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役 加地 倫文
（4）事業内容	対象者及びコマース 21 の株券等を取得及び所有し、対象者及びコ

	マース 21 の事業活動を支配及び管理すること
(5) 資本金	10,000 円
(6) 設立年月日	2024 年 12 月 24 日

公開買付者が、2024 年 12 月 26 日付公開買付者プレスリリースにおいて公表しておりましたとおり、本公開買付けは、対象者が、本公開買付けの開始前に、対象者の連結子会社である株式会社 SHIFFON（以下「SHIFFON」といいます。）の事業成長を更に加速するために、SHIFFON のマネジメントによる所有と経営の一致した機動的な意思決定が可能な経営体制を採ることを目的として実施することを予定していた、SHIFFON の株式の SHIFFON 取締役の西村健太氏（以下「西村氏」といいます。）によるマネジメント・パイアウトによる譲渡（以下「本 SHIFFON 株式譲渡」といいます。）、及び対象者の完全子会社である株式会社 WCA（以下「WCA」といいます。）の事業価値を最大化するため、WCA が提供するデジタルマーケティング総合支援サービスと親和性の高いデジタルマーケティング事業を営み、よりシナジーが見込まれる株式会社エイチームに WCA の経営権を譲り渡すことを目的として実施することを予定していた、WCA の全株式の株式会社エイチームに対する譲渡（以下「本 WCA 株式譲渡」といいます。）の完了を前提に、公開買付者が対象者を完全子会社化した上で、最終的に、コマース 21 を取得（以下「本コマース 21 株式取得」といいます。）し、BASE 株式会社（以下「BASE」といいます。）が対象者株式を取得（以下「本対象者株式取得」といいます。）する取引（以下「本取引」と総称します。）の一環として実施することを予定しておりました。

そして、公開買付者は、①かかる一連の取引のうち、本 SHIFFON 株式譲渡を実行するにあたっては、対象者が譲渡することを予定していた SHIFFON の株式の帳簿価額が対象者の総資産額の 5 分の 1 を超えるため、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 467 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき株主総会における特別決議が要件とされているところ、対象者は、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡を 2025 年 3 月期中に完了する（なお、対象者によれば、本 SHIFFON 株式譲渡は 2025 年 3 月 1 日付で、本 WCA 株式譲渡は 2024 年 12 月 26 日付で完了することを予定していたとのことです。）旨の意向を有しており、上場会社である対象者が当該株主総会（以下「SHIFFON 株式譲渡承認総会」といいます。）を開催するためには一定の期間を要すること（対象者によれば、2025 年 2 月 28 日の開催を予定していたとのことです。）、②本 SHIFFON 株式譲渡は本公開買付けを含む一連の取引の一環として行われるものであるため、本 SHIFFON 株式譲渡を承認する株主総会において、対象者の株主の皆様には、本 SHIFFON 株式譲渡が承認された場合には本公開買付けの実施予定の公表日の前営業日である 2024 年 12 月 25 日の市場株価に一定のプレミアムを付した公開買付け価格で本公開買付けが開始されることが予定されていることを前提に SHIFFON 株式譲渡承認総会において本 SHIFFON 株式譲渡に係る議案の賛否を図ることが適切と考えられること、③仮に本 SHIFFON 株式譲渡が対象者の株主総会において否決され又はその他の事情により本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡が実行されない場合には、本取引の最終形である本コマース 21 株式取得及び本対象者株式取得という公開買付者及び BASE にとっての本取引の目的が達成できず、また、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は事前に本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡が実行されることを前提とした価格であり、かかる本公開買付け価格の前提が成り立たなくなることから、公開買付者は、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の完了等の以下の①～⑫の前提条件（以下「本前提条件」といいます。）が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、本公開買付けを速やかに実施することを予定しておりました。

- ① 対象者取締役会において、本公開買付けが実施された場合には、現時点における対象者の意見として本公開買付けに賛同し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議（以下「本賛同予定決議」といいます。）並びに本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議（以下「本賛同決議」といい、本賛同予定決議と併せて「本賛同決議等」と総称します。）がなされ、これが法令等に従って公表されてお

り、かつ、かかる本賛同決議等が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと

- ② 対象者取締役会が本公開買付けに関して設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者取締役会が本賛同決議等を行うことについて、肯定的な内容の答申が適法かつ有効に行われ、これが対象者のプレスリリース（本賛同予定決議については 2024 年 12 月 26 日付対象者プレスリリース（以下に定義します。）、本賛同決議については 2025 年 3 月 3 日付対象者プレスリリース（以下に定義します。））において公表されており、かつ、かかる答申が撤回又は変更されていないこと
- ③ 本関連契約（以下に定義します。以下同じです。）が締結され、適法かつ有効に存続していること
- ④ 本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと
- ⑤ 日本の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）及び外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）に基づくクリアランスの取得が完了していること又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）の末日の前日までに独占禁止法及び外為法上の待機期間が満了しているなど、当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれること
- ⑥ 本関連契約に定める公開買付者以外の他の当事者が履行又は遵守すべき義務（注 1）が重要な点において全て履行又は遵守されていること
- ⑦ 本関連契約に定める公開買付者以外の他の当事者による表明及び保証（注 2）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑧ 対象者から、対象者に係る未公表の重要事実等（法第 166 条第 2 項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第 4 項に従い公表されているものを除きます。））が存在しないこと及び同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第 4 項に従い公表されているものを除きます。））を認識していないことの確認が得られていること
- ⑨ 法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める対象者の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ（対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。）並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合に限り、）が生じていないこと
- ⑩ 対象者グループ（対象者及び対象者の関係会社の総称をいいます。）の資産、経営、財務状態若しくは将来の収益計画、又は関連する市場状況及び経済環境に重大な悪影響を及ぼす事象（但し、これにより本公開買付け価格を維持することができない程度に対象者の企業価値又は株式価値の棄損が生じたと公開買付者が合理的に判断したもの）に限り、本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動を除く。）が存在しておらず、また、かかる事象が発生する具体的なおそれがないこと
- ⑪ 本 SHIFFON 株式譲渡が本 SHIFFON 株式譲渡契約に従い適法かつ有効に完了していること（注 3）
- ⑫ 本 WCA 株式譲渡が本 WCA 株式譲渡契約に従い適法かつ有効に完了していること（注 4）

（注 1） 各本関連契約に基づく契約当事者の義務の内容については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注 2） 各本関連契約に基づく契約当事者の表明及び保証の内容については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

（注 3） 本 SHIFFON 株式譲渡に関して 2024 年 12 月 26 日付で締結された対象者と株式会社 SFN（西村氏がその発行済株式の全てを所有する買収目的会社です。）との間の株式譲渡契約（以下「本 SHIFFON 株式譲渡契約」といいます。）においては、本 SHIFFON 株式譲渡の実行の前提条件と

して、①SHIFFON 株式譲渡承認総会による本 SHIFFON 株式譲渡の承認のほか、②対象者及び株式会社 SFN の表明及び保証（設立及び存続、契約の締結及び履行権限、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の取得、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係性の不存在、株式の所有に関する表明及び保証が定められております。）のすべてが重要な部分において真実かつ正確であること（但し、当該表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本 SHIFFON 株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。）、③対象者及び株式会社 SFN が本 SHIFFON 株式譲渡契約に基づき本 SHIFFON 株式譲渡の実行の日（以下「本 SHIFFON 株式譲渡クロージング日」といいます。）までに履行又は遵守すべき事項（法令等及び定款等に基づく必要手続の履践、資金調達に関する努力義務等が定められております。）を重要な部分において全て履行又は遵守していること（但し、当該不履行又は不遵守により本 SHIFFON 株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除きます。）、④本 SHIFFON 株式譲渡クロージング日において、株式会社 SFN が、対象者に本 SHIFFON 株式譲渡の譲渡価額の全額を支払うための資金を調達できていること、並びに本 SHIFFON 株式譲渡の全部又は一部の実行の差止めを求める内容の訴訟等が係属又は存在しておらず、かつ、本 SHIFFON 株式譲渡の全部又は一部を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等も存在していないことが定められております。なお、応募合意株主（以下に定義します。）及びユニコム（以下に定義します。）は、SHIFFON 株式譲渡承認総会において本 SHIFFON 株式譲渡に係る議案に賛成いたしました。

（注 4）本 WCA 株式譲渡に関して 2024 年 12 月 26 日付で締結された対象者と株式会社エイチームとの間の株式譲渡契約（以下「本 WCA 株式譲渡契約」といいます。）によれば、本 WCA 株式譲渡の実行の前提条件として以下の事項が記載されているものの、2024 年 12 月 26 日付でクロージングが完了しており、対象者より、2024 年 12 月 26 日付でクロージングが行われた旨の報告を受けております。なお、本 WCA 株式譲渡の実行の前提条件として、①対象者及び株式会社エイチームの表明保証（対象者、WCA 及び株式会社エイチームの設立及び存続、契約締結及び履行権限、執行可能性、支払不能及び倒産手続の不存在、許可等の取得、法令等の遵守、訴訟等の不存在、反社会的勢力との関係性の不存在、対象者による WCA の株式の所有、並びに WCA の株式等に関する事項、財務諸表の正確性、公租公課の適法な納付等、事業上の契約の有効性、動産及び知的財産権の所有、不動産の不所有、保証債務等の不存在、事業等への悪影響の不存在、人事労務に関する事項（未払賃金、労働基準監督署等からの指摘、労働争議、従業員等との間の紛争、労働災害、退職慰労金の支払債務及び労働組合の不存在）、環境問題の不存在、情報開示の正確性、子会社等の不存在に関する表明保証が定められております。）が重要な点において真実かつ正確であること（但し、本 WCA 株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。）、②対象者及び株式会社エイチームが、当該株式譲渡契約に基づいてクロージングまでに履行又は遵守すべき義務（法令等及び定款等に基づく必要手続の履践、WCA の役員からの辞任届の取得、対象者との間の契約の解消、クロージング日までの通常の業務運営（合併その他組織再編行為、定款変更、株式等の発行等の行為を実施しないことを含む。）、買主が指定する者との間の経営委任契約の締結等がクロージング前の対象者の義務として定められております。）を重要な点において履行及び遵守していること（但し、本 WCA 株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。）、③司法行政機関等による当該株式譲渡の妨げとなる措置又は手続が行われていないこと、④WCA の取締役会が当該株式譲渡を承認したこと、並びに⑤対象者が 2024 年 12 月 26 日時点の WCA の株主名簿及び当該株式譲渡を承認した WCA の取締役会議事録並びに WCA の一部取締役の辞任届の写しを株式会社エイチームに提出していることが定められております。なお、対象者の取締役 1 名が株式会社エイチームの取締役を兼務しているほか、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等（以下に定義します。）と株式会社エイチームとの間においては、資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

今般、公開買付者は、2025 年 3 月 3 日までに、以下の方法により本前提条件がいずれも充足されたこと

を確認したことから、公開買付者は、同日、2025年3月4日より、対象者を非公開化し、最終的に、公開買付者がコマース 21 株式を取得し、BASE が対象者株式を取得することを目的とする本取引の一環として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）を取得するため、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、買付予定数の下限や公開買付価格を含め、2024年12月26日付公開買付者プレスリリースで公表した主要な買付条件に変更はありません。

- ① 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日開催の対象者取締役会において、2025年3月3日時点における対象者の意見として本賛同決議等がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる本賛同決議等が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていない旨の報告を受け、上記の本前提条件①の充足を確認いたしました
- ② 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日時点において、本特別委員会において、対象者取締役会が本賛同決議等を行うことについて、肯定的な内容の答申が適法かつ有効に行われ、これが対象者のプレスリリース（本賛同予定決議については2024年12月26日付対象者プレスリリース、本賛同決議については2025年3月3日付対象者プレスリリース）において公表されており、かつ、かかる答申が撤回又は変更されていない旨の報告を受け、上記の本前提条件②の充足を確認いたしました
- ③ 公開買付者は、2024年12月26日付で本関連契約を締結し、2025年3月3日時点において、本関連契約が適法かつ有効に存続していることを確認しており、上記の本前提条件③の充足を確認いたしました
- ④ 公開買付者は、2025年3月3日時点において、本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないことを確認しており、上記の本前提条件④の充足を確認いたしました
- ⑤ 公開買付者は、2025年1月15日に、独占禁止法に基づくクリアランスの取得が完了したことを確認し、また、2025年2月12日に、外為法に基づくクリアランスの取得が完了したことを確認し、上記の本前提条件⑤の充足を確認いたしました
- ⑥ 公開買付者は、本関連契約に定める公開買付者以外の他の当事者より、2025年3月3日時点において、本関連契約に定める公開買付者以外の他の当事者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されている旨の報告を受け、上記の本前提条件⑥の充足を確認いたしました
- ⑦ 公開買付者は、本関連契約に定める公開買付者以外の他の当事者より、2025年3月3日時点において、本関連契約に定める公開買付者以外の他の当事者による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確である旨の報告を受け、上記の本前提条件⑦の充足を確認いたしました
- ⑧ 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日時点において、対象者に係る未公表の重要事実等が存在しないこと及び法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を認識していない旨の報告を受け、上記の本前提条件⑧の充足を確認いたしました
- ⑨ 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日時点において、法第27条の11第1項但書に定める対象者の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていない旨の報告を受け、上記の本前提条件⑨の充足を確認いたしました
- ⑩ 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日時点において、対象者グループの資産、経営、財務状態若しくは将来の収益計画、又は関連する市場状況及び経済環境に重大な悪影響を及ぼす事象が存在しておらず、また、かかる事象が発生する具体的なおそれがない旨の報告を受け、上記の本前提条件⑩の充足を確認いたしました
- ⑪ 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日時点において、本 SHIFFON 株式譲渡が本 SHIFFON 株式譲渡契約に従い適法かつ有効に完了している旨の報告及び本 SHIFFON 株式譲渡完了後の SHIFFON の株主名簿の提出を受け、上記の本前提条件⑪の充足を確認いたしました

- ⑫ 公開買付者は、対象者より、2025年3月3日時点において、本WCA株式譲渡が本WCA株式譲渡契約に従い適法かつ有効に完了している旨の報告及び本WCA株式譲渡完了後のWCAの株主名簿の提出を受け、上記の本前提条件⑫の充足を確認いたしました

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年12月26日付で、株式会社ワンド（対象者の代表取締役である石村賢一氏（以下「石村氏」といいます。）が保有する資産管理会社、以下「ワンド」といいます。）、石村氏（以下、ワンドと総称して「応募合意株主」といいます。）及び株式会社ユニコム（石村氏が保有する資産管理会社、以下「ユニコム」といい、応募合意株主と併せて「石村氏等」と総称します。）との間で、公開買付応募・不応募契約（以下「本応募・不応募契約」といいます。）を締結しており、(i)ワンドが所有する対象者株式の全て（154,000株、所有割合（注5）：2.92%）及び石村氏が所有する対象者株式の全て（150,000株、所有割合：2.85%）（ワンド及び石村氏が所有する対象者株式を総称して、以下「応募対象株式」といいます。）について、SHIFFON株式譲渡承認総会において賛成の議決権を行使する旨、及び、本公開買付けに応募し、かかる応募を撤回しない旨、並びに(ii)ユニコムが所有する対象者株式の全て（1,801,000株、所有割合：34.20%）（以下「不応募対象株式」といい、応募対象株式と併せて「本対象株式」といいます。）について、SHIFFON株式譲渡承認総会において賛成の議決権を行使する旨、及び、本公開買付けに応募しないこと、また、本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義されます。以下同じです。）の効力発生後に対象者が実施する予定の自己株式の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応じて不応募対象株式の全てを売却することを合意しております（本応募・不応募契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募・不応募契約」をご参照ください。）。公開買付者は、本自己株式取得について、ユニコムにおいて、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。以下「法人税法」といいます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付け価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得を実施することといたしました。なお、公開買付者は、対象者及びユニコムとの協議・交渉を踏まえ、(i)本自己株式取得が行われた場合のユニコムの税引後手取り額が、(ii)仮にユニコムが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額とほぼ同等となるよう算出した結果、本公開買付け価格を1株当たり1,953円とし、本自己株式取得価格（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に定義します。以下同じです。）を1株当たり1,321円とすることといたしました。

（注5）「所有割合」とは、対象者が2025年2月14日に公表した「2025年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年12月31日現在の発行済株式総数（6,131,780株）から、対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（865,415株）を控除した株式数（5,266,365株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下、所有割合の記載について同じです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を1,709,900株（所有割合：32.47%）としており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,709,900株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的としていることから、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,709,900株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（1,709,900株）は、本基準株式数（5,266,365株）に係る議決権数（52,663個）に3分の2を乗じた数（35,109個（小数点以下切り上げ））から、ユニコムが所有する不応募対象株式（1,801,000株）に係る議決権の数（18,010個）を控除した数（17,099個）に、対象者の単元株式数（100株）を乗じた数（1,709,900株）です。

このような買付予定数の下限を設定したのは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、下記「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式を完全子会社化するための一連の手続として本株式併合の手続を実施するにあたり、会社法第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する対象者の議決権数及び本応募・不応募契約を締結しているユニコムが本公開買付けに応募しないことを合意している 1,801,000 株に係る議決権数（18,010 個）の合計が、対象者の議決権総数（本基準株式数 5,266,365 株に係る議決権数である 52,663 個）の 3 分の 2 超となるように設定したものです。

さらに、公開買付者は、BASE との間で、本株式併合の成立を条件に、対象者に対して優先株式による増資を行った上で本対象者株式取得を行うこと等と内容とする株式譲渡契約書（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結しております（本株式譲渡契約の詳細は下記「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本株式譲渡契約」をご参照ください。）。なお、本日現在、BASE は対象者株式を所有しておりません。

また、公開買付者は、対象者との間で、2024 年 12 月 26 日から本自己株式取得が完了するまでの間の業務運営に関する事項、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の実行に関する事項並びにユニコムからの自己株式取得等を内容とする公開買付契約（以下「本公開買付契約」といい、本応募・不応募契約、本株式譲渡契約と併せて「本関連契約」といいます。）を 2024 年 12 月 26 日付で締結しております（本公開買付契約の詳細は下記「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、① J-GIA 2 号投資事業有限責任組合及び JGIA が投資関連情報の共有等のサービスを提供する JG II GP Limited がジェネラル・パートナーである JG II GP (CAYMAN), L.P. がジェネラル・パートナーである JG II (CAYMAN), L.P.（以下「JG II (CAYMAN)」といいます。）から出資を受けた JG26 から出資を受けること、② J-GIA 2 号投資事業有限責任組合から借入れを受けること、③ 株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）から借入れを受けること（以下「本銀行融資」といいます。）並びに④ BASE から本対象者株式取得に係る株式譲渡代金の前払いを受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。なお、本銀行融資においては、対象者株式及びコマース 21 の資産の一部について担保が設定され、又は対象者及びコマース 21 が連帯保証を提供する可能性があります。

なお、対象者が 2024 年 12 月 26 日に公表した「株式会社 JG27 による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「2024 年 12 月 26 日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024 年 12 月 26 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者が 2025 年 3 月 3 日付で公表した「株式会社 JG27 による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「2025 年 3 月 3 日付対象者プレスリリース」といい、2024 年 12 月 26 日付対象者プレスリリースと総称して、以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、公開買付者は、本前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、本公開買付けを速やかに実施することを予定していたところ、対象者は、2024 年 12 月 26 日付で本 WCA 株式譲渡を実施し、公開買付者に対して本 WCA 株式譲渡が 2024 年 12 月 26 日付で完了した旨を報告したとのことです。その後、対象者は、2025 年 2 月 17 日、公開買付者から、本取引の実行に必要な独占禁止法及び

外為法に基づくクリアランスの取得が完了したこと、また、本 SHIFFON 株式譲渡を実行するにあたっては、対象者が譲渡する SHIFFON の株式の帳簿価額が対象者の総資産額の 5 分の 1 を超えるため、会社法第 467 条第 1 項第 2 号に基づき株主総会における特別決議が要件とされているところ SHIFFON 株式譲渡承認総会が 2025 年 2 月 28 日に開催予定であり、当該承認を得られた場合、本 SHIFFON 株式譲渡は 2025 年 3 月 1 日に完了する予定であることから、本 SHIFFON 株式譲渡が完了することその他の本前提条件が充足されていること（又は公開買付者により放棄されていること）を前提として、本公開買付けを 2025 年 3 月 4 日から開始したい旨の連絡を受けたとのことです。

その後、2025 年 2 月 28 日、本 SHIFFON 株式譲渡が SHIFFON 株式譲渡承認総会において承認され、2025 年 3 月 1 日に完了見込みとなったことを受け、対象者は、2025 年 2 月 28 日、本特別委員会に対して、本特別委員会が 2024 年 12 月 26 日付で対象者取締役会に対して提出した答申書（以下「2024 年 12 月 26 日付答申書」といいます。）の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問を行ったとのことです。本特別委員会は、対象者に対して、2024 年 12 月 26 日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024 年 12 月 26 日以降、2025 年 3 月 3 日までの事情を勘案しても、2024 年 12 月 26 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年 3 月 3 日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2024 年 12 月 26 日付答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない旨の追加答申書（以下「2025 年 3 月 3 日付答申書」といいます。当該答申書の内容については、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された 2025 年 3 月 3 日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討・協議を行った結果、2025 年 3 月 3 日現在においても、2024 年 12 月 26 日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

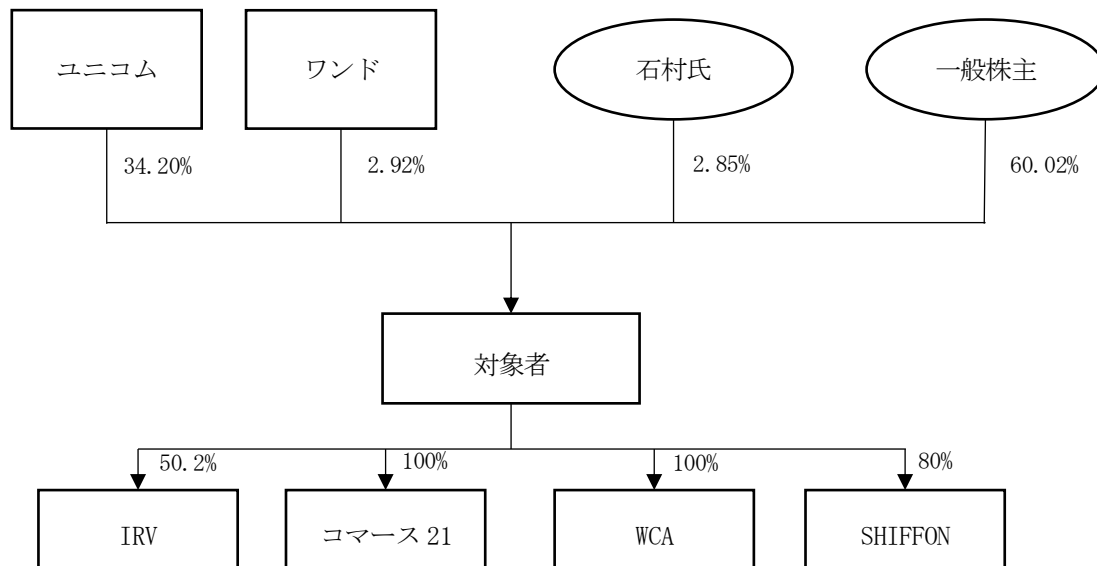
以上より、対象者は、2025 年 3 月 3 日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

対象者の意思決定の詳細については、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」をご参照ください。

なお、本取引の概要及びストラクチャー図は以下のとおりです。

I. 本公開買付けの実行前

2024 年 12 月 26 日時点において、対象者株式のうち石村氏が 150,000 株（所有割合：2.85%）、ワンドが 154,000 株（所有割合：2.92%）及びユニコムが 1,801,000 株（所有割合：34.20%）、その他の対象者株式を他の少数株主が所有していました。なお、公開買付者及び BASE は対象者株式を所有しておりませんでした。また、2024 年 12 月 26 日時点において、対象者の子会社には、コマース 21、WCA、株式会社アーヴァイン・システムズ（以下「IRV」といいます。）及び SHIFFON が存在しておりました。



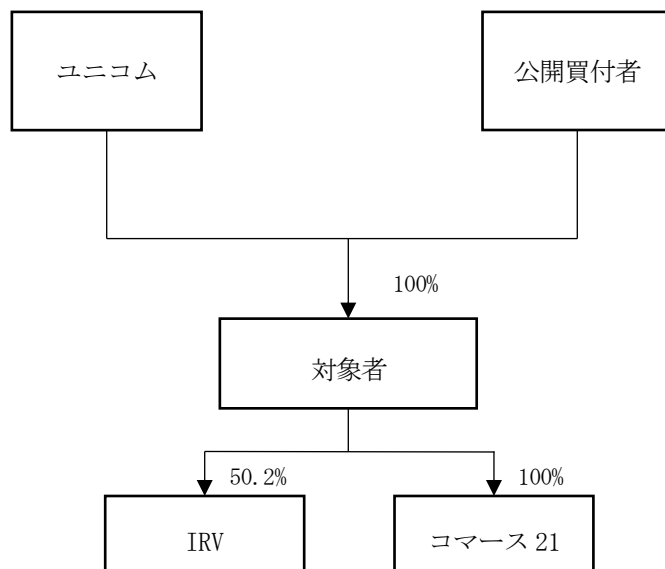
II. 本公開買付けの実行直前（本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の実行後。本日現在の状況）

対象者によれば、①SHIFFON の事業成長を更に加速するために、SHIFFON のマネジメントによる所有と経営の一致した機動的な意思決定が可能な経営体制を採ることを目的として実施することを予定していた本 SHIFFON 株式譲渡、及び②WCA の事業価値を最大化するため、WCA が提供するデジタルマーケティング総合支援サービスと親和性の高いデジタルマーケティング事業を営み、よりシナジーが見込まれる株式会社エイチームに WCA の経営権を譲り渡すことを目的として、本 WCA 株式譲渡を、本公開買付けに先立ち実行することを予定していたとのことです。本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡は、対象者において非公開化の検討が進む中で、本入札プロセス（下記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に定義します。以下同じです。）と並行して、買手候補から真摯な提案がなされ、既に買手候補との間でも協議及び交渉が開始されていたことや、いずれも対象者の総合的な企業価値の向上に資するものであり、対象者としては、早期の実現が望ましいと考えていたため、本取引と並行して検討を継続することにしたとのことです。なお、JGIA 及び BASE は、対象者から本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡を行いたい旨の意向を示されたため、各株式譲渡が実行されたことを前提に本公開買付け価格を対象者に提案いたしました。そのため、JGIA 及び BASE はこれらの取引が確実に実行されるよう、対象者に各株式譲渡の前提条件の充足の確実性について確認を行いました。なお、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の詳細は、対象者が 2024 年 12 月 26 日付で公表した「特定子会社の異動（株式譲渡）及び特別利益の計上並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」をご参照ください。

本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の実行後は、対象者の子会社はコマース 21 及び IRV のみとなります。なお、対象者によれば、株式会社 SFN 及び SHIFFON は 2025 年 1 月 31 日付吸収合併契約書に基づき、2025 年 3 月 1 日を効力発生日として株式会社 SFN を吸収合併存続会社、SHIFFON を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行ったことから、下図に記載のとおり、本日現在では SHIFFON は本吸収合併により消滅しているとのことです。

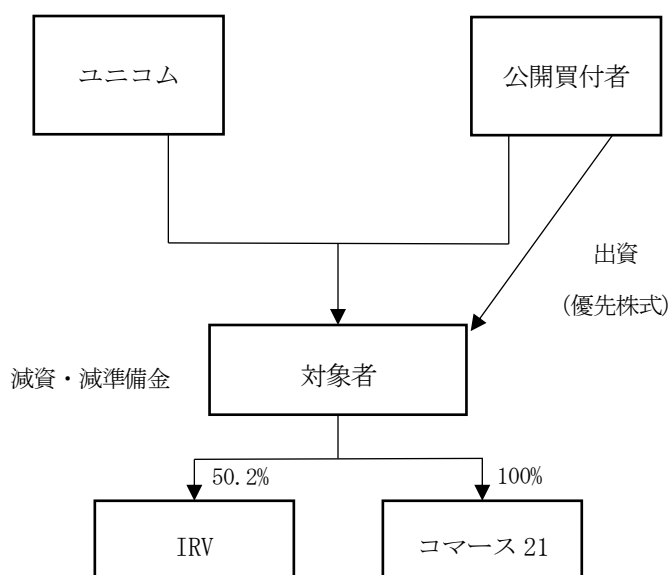
IV. 本株式併合の実施

公開買付者は、本公開買付けの成立後、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、対象者に対して本株式併合の実施を要請し、対象者の株主を公開買付者及びユニコムのみとするための手続を実施します。



V. 公開買付者による優先株式の引受け及び本減資等

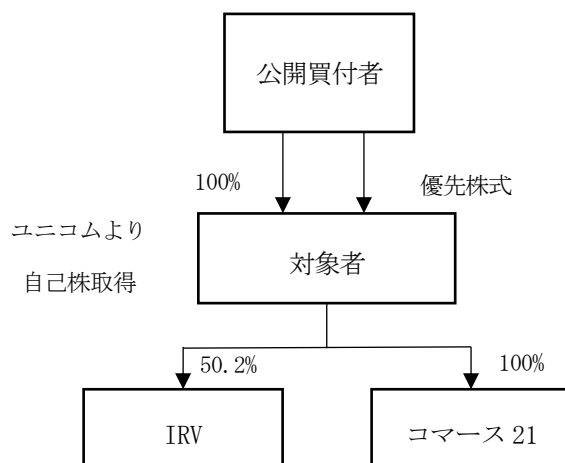
本株式併合の実施後、公開買付者は、対象者の優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を引き受ける代わりに対象者に対して出資を行うと同時に、対象者及びユニコムの間の本自己株式取得並びに対象者及び買付者の間の本コマース 21 株式取得に必要な分配可能額を確保することを目的として、対象者において減資及び減準備金（以下「本減資等」といいます。）を行います。なお、当該優先株式の発行にあたっては、対象者の株式の価値を本公開買付価格と同額で評価する予定であり、公開買付価格の均一性の原則（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触するものではないと考えております。



VI. 本自己株式取得

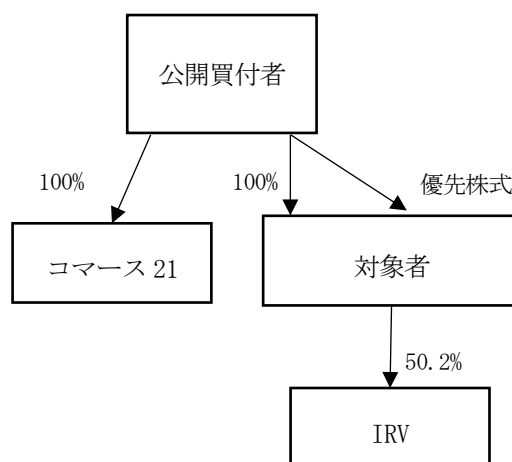
対象者における本減資等の実行後、本減資等により確保された分配可能額を活用して、対象者において、ユニコムが保有する対象者株式の取得として本自己株式取得を実施（本自己株式取得価格は 1,321 円。）

し、これにより対象者が公開買付者の完全子会社となります。なお、公開買付者は、対象者及びユニコムとの協議・交渉を踏まえ、(i)本自己株式取得が行われた場合のユニコムの税引後手取り額が、(ii)仮にユニコムが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額とほぼ同等となるよう算出した結果、本自己株式取得価格を1株当たり1,321円とすることといたしました。



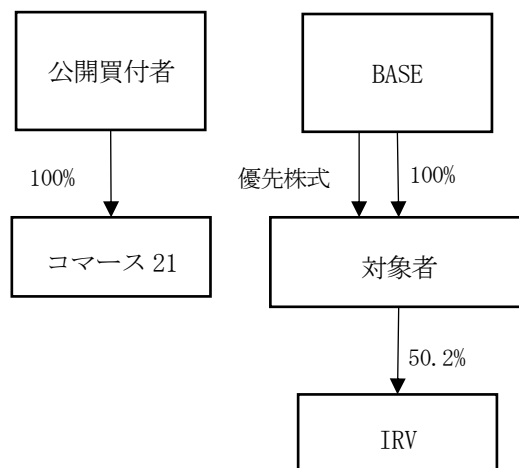
VII. 本コマース 21 株式取得

対象者における本自己株式取得の実行後、対象者から公開買付者に対する現物配当により本コマース 21 株式取得を行います。これにより、公開買付者は対象者株式及びコマース 21 株式をそれぞれ直接所有することになります。



VIII. 本対象者株式取得

本コマース 21 株式取得の実行後、本対象者株式取得を行い、BASE が公開買付者から対象者の発行済株式（対象者株式及び本優先株式を含み、以下「本株式」といいます。）の全てを取得します。これにより、最終的に、公開買付者がコマース 21 の株式を、BASE が対象者株式をそれぞれ所有する状態となります。



なお、公開買付者は、本対象者株式取得の実行により、公開買付者がコマース 21 の株式のみを所有することとなった後、公開買付者を吸収合併存続会社、コマース 21 を吸収合併消滅会社とする吸収合併を遅くとも 2025 年 11 月までに実施することを予定しております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本取引後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち BASE に関連する部分の記述は、BASE からの説明及び BASE が 2024 年 12 月 26 日に公表した「株式会社 E ストアの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に基づいて、以下の記載のうち対象者に関連する部分の記述は、対象者からの説明及び対象者プレスリリースの記載に基づいて記載しております。

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、対象者及びコマース 21 の株式保有による対象者及びコマース 21 の事業活動の支配管理を主たる目的として、2024 年 12 月 24 日に設立された株式会社であり、本日現在、JGIA が無限責任組合員である J-GIA 2 号 GP 投資事業有限責任組合が無限責任組合員である J-GIA 2 号投資事業有限責任組合がその発行済株式の全てを所有する JG26 がその発行済株式の全てを所有しております。

JGIA は、日本企業の中でも、人材・資金・ネットワーク等のリソースが限定的であり、本来の成長可能性を十分に発揮することが現状できていない潜在成長力のある中堅中小企業に特化した事業承継投資、事業支援投資、成長投資などを目的としたファンドを組成・運用しており、JGIA による成長資金提供や経営支援に加えて、パートナー企業（JT、博報堂）による事業支援、投資先企業への人材派遣などを通じて投資先企業の成長を支援しております。

JGIA は、これまで、デジタル・マーケティング SaaS を提供する（注 6）株式会社 WOW WORLD GROUP、オンライン・リサーチ・プラットフォーム（注 7）を提供する株式会社マーケティングアプリケーションズ、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）（注 8）及び CDP（カスタマー・データ・プラットフォーム）（注 9）を提供する株式会社コネクティ等への投資実績があり、ソフトウェア・IT 業界における知見・サポート実績を有しております。

（注 6） 「デジタル・マーケティング SaaS」とは、SaaS 形式で企業と顧客の双方向コミュニケーションを、メールやアンケートフォームをはじめとする多様なチャネルで実現できるデジタル・マーケティング・ツールを提供するサービスを意味します。「SaaS」とは、Software as a service の略で、必要な機能をサービスとして利用できるようにしたソフトウェアの提供形態を意味します。

（注 7） 「オンライン・リサーチ・プラットフォーム」とは、アンケート作成のシステム及び消費者

パネルシステムを通じて、リサーチャーや消費財メーカー等が自社顧客や消費者からデータを収集・分析するためのオンラインベースのプラットフォームを意味します。

(注 8) 「CMS (コンテンツ・マネジメント・システム)」とは、Web サイト上のコンテンツを構築する要素 (テキスト、画像、デザイン、レイアウト情報など) をデータベースにより一元的に保存・管理するシステムを意味します。

(注 9) 「CDP (カスタマー・データ・プラットフォーム)」とは、既存顧客の情報 (身元、属性、購買履歴等の情報) や Web サイトを訪問したいいわゆる見込み客などの識別符号や行動履歴などの情報を統合的に集積し、マーケティングに関する分析や施策の立案、効果の確認に利用するデータベースを意味します。

BASE は、EC (注 10) の課題となっていた決済機能の導入に係る審査期間を短縮すること、専門的な Web サイト構築や Web デザインの技術を使わずに、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップが作成できる仕組みを提供することを目的として、2012 年 12 月に BASE 株式会社の商号で設立されました。BASE の株式は 2019 年 10 月に東京証券取引所マザーズ市場に上場した後、2022 年 4 月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、本日現在においては東京証券取引所グロース市場に上場しています。

(注 10) 「EC」とは、「Electronic Commerce」の略であり、インターネット上でモノやサービスを売買すること全般を指します。

BASE 及びそのグループは、本日現在、BASE とその連結子会社 2 社 (以下、BASE 及びその連結子会社 2 社を総称して「BASE グループ」といいます。) で構成されており、ネットショップ作成サービス「BASE」及び購入者向けショッピングサービス「Pay ID」を提供する BASE 事業、オンライン決済サービス「PAY. JP」を提供する PAY. JP 事業を展開しております。

BASE グループは、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、決済・金融の簡易化を通じて個人及びスモールチーム (注 11) をエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。

(注 11) 「スモールチーム」とは、4 名以下で運営するネットショップを意味します。

BASE グループは、ネットショップ作成サービス「BASE」及び購入者向けショッピングサービス「Pay ID」を提供する BASE 事業、オンライン決済サービス「PAY. JP」を提供する PAY. JP 事業、「BASE」を利用するネットショップ運営者等に対して事業資金を提供するサービス「YELL BANK」等を提供する YELL BANK 事業、並びに日本の EC 運営者に対してグローバルサプライチェーンを提供する want. jp 事業を展開しております。

各事業の概要は以下のとおりです。

(BASE 事業)

① ネットショップ作成サービス「BASE」

「BASE」は、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関にもご利用頂いているネットショップ作成サービスを提供しています。

② ショッピングサービス「Pay ID」

「Pay ID」は「BASE」で開設されたすべてのショップで使える、購入者向けのショッピングサービスです。オンラインでの購入を簡単に行える ID 決済機能と、ショップと購入者の持続的なリレーション構築をサポートするモバイルアプリによって、決済からアフターショッピングまで包括的にショッピング体験を向上し、ショップと購入者双方への付加価値向上に注力しております。自社開発の BNPL (注 12)「Pay ID あと払い (一括・3 回分割)」をはじめ、多様な支払いニーズに対応する決済を提供しています。

(注 12) 「BNPL」とは、Buy Now, Pay Later の略称で、商品やサービス等の購入代金を、購入時点

ではなく後で支払う決済方法を意味します。

(PAY. JP 事業)

「PAY. JP」は、Web サービスやネットショップ（「BASE」を利用して作成されたネットショップを除く。）にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。

(YELL BANK 事業)

「YELL BANK」は、「BASE」を利用するショップオーナーから将来発生する債権を買い取るにより事業資金を即時に提供する、資金調達サービスです。「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、「BASE」のショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取るによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、「BASE」を利用するショップのさらなる成長をサポートいたします。

(want. jp 事業)

「want. jp」は、世界中のカスタマーが世界中の商品にアクセスし、フェアな価格と最高の利便性で購入できる世界の実現を目指し、世界中の人たちが日本商品を「日常買い」できる仕組みを創ってきました。データに基づくグローバルサプライチェーンの構築により、日本の EC 運営者による世界中のローカルな販売網へのアクセスを容易にする越境 EC 事業を運営し、プライシング機能やロジスティクス機能等において、データを活用した自動化を実現しております。こうした越境 EC に特化した強みにより、海外向けの販売を強化したい日本の EC 運営者から多く利用されております。

一方、対象者は、1999 年 2 月、東京都新宿区においてインターネットを中心とした各種サービスの提供を目的とする会社として創業し、1999 年 7 月にショッピングカートサービス「ストアツール」の提供を開始し、1997 年 9 月にレンタルサーバー「サイトサーブ」の提供を開始するなど中小企業向け EC システム事業の業容を拡大したとのことです。2001 年 9 月、株式会社大阪証券取引所ナスダックジャパン市場（現 JASDAQ）に株式を上場させたとのことです。その後の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者グループは、本日現在、対象者及び連結子会社 2 社並びに関連会社 4 社（うち、持分法適用会社 3 社）の計 7 社からなる企業グループで構成され、EC 事業と HOI（ハンズオンインキュベーション）事業を行っているとのことです。各事業の概要は以下のとおりとのことです。

(EC 事業)

大企業から中小企業まで幅広く EC を総合的に支援するサービスを展開しており、ショップサーブサービス（注 13）やシステム開発等の「EC システム事業」、ショップサーブサービス利用者等に対して提供する決済代行等の「決済サービス事業」、デジタル広告等によるマーケティング支援等の「マーケティング事業」を提供しているとのことです。

（注 13） 「ショップサーブサービス」とは、対象者が提供する EC サイトを構築するためのサービスをいいます。

(HOI 事業)

秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投下資金と EC ノウハウの不足によりチャンス逃している企業に対し、投資を実行し、対象者グループが主体となって運営を行い成長を図っているとのことです。

国内の BtoC-EC 市場規模は、経済産業省の統計資料によると 2022 年では約 22.72 兆円と前年の 20.7 兆円から増加したとのことです。EC 化率（全ての小売取引の内、電子商取引が占める割合）は、2022

年で 9.13%と増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き進展したとのことです。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い行動制限が無くなった後も EC 化の拡大や DX（注 14）推進の基調は堅調であり、これらの状況は対象者の事業において好影響と考えているとのことです。一方、価格転嫁や賃上げの動きも広がり、デフレ脱却に向けた動きがみられましたが、資材価格の高騰、人手不足等により経済活動が制約される状況もみられ、これらの事象が今後事業に影響を及ぼす可能性もあり、注視していくべきことと認識しているとのことです。

（注 14） 「DX」とは、「Digital Transformation」の略であり、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことをいいます。

かかる経営環境の下、対象者としては大企業から中小企業まで幅広く EC を含む DX の総合支援を担う企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、常に高付加価値な提案と施策の実行が可能なグループ体制を構築すること、具体的には、以下の事項が、対象者グループの対処すべき課題と認識しているとのことです。

既存事業の収益の拡大：

世の中が一斉に DX 化を推進していく時代において、対象者グループは、EC システム、決済サービス、マーケティングサービスを軸とした総合的な提案が可能な EC 事業を展開しているとのことです。また、DX 支援として企業に顧客資産を有効活用いただくための提案（OMO（注 15）施策の推進）を強化しており、単に販売機能としての EC にとどまらず、サプライチェーンに関連するシステム開発も担うことでサプライチェーンの最適化までの取組みをグループ全体で強化していくとのことです。

（注 15） 「OMO」とは、「Online Merges with Offline」の略称であり、オンラインとオフラインを融合し、顧客の購買体験を向上させることを意味します。

新規事業及び新商品開発による収益基盤の拡大：

対象者グループは、これまで蓄積した EC に関する知見や投資資金を有効活用し、秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投資資金と EC ノウハウの不足によりチャンスを逃している企業に対し、対象者グループが主体となって運営する HOI 事業を推進しているとのことです。本分野においては、引き続き積極的な投資活動を継続し、対象となる企業及び対象者が双方成長しながら収益基盤を拡大するとのことです。

人材の採用と育成：

対象者グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材確保と育成が必要不可欠であると考えているとのことです。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が更に激しさを増し、今後も安定した人材確保が必要とのことです。対象者グループとしましては、採用市場における認知度向上や社内教育、人事制度の整備等の人材投資に積極的に取り組んでいくとのことです。

このような状況の下、下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」のとおり、対象者は、2024 年 6 月上旬から本入札プロセスを開始しました。JGIA 及び BASE は、それぞれ、2024 年 6 月上旬頃より、別個独立して本入札プロセスに参加し、2024 年 8 月 1 日付で、第一次意向表明書を提出しました。

BASE は、2024 年 6 月上旬頃より独立して本入札プロセスに参加して以降、対象者の企業価値の向上を実現するためには、対象者の事業ポートフォリオの一部を、より強いシナジーを発揮することが可能なオーナーによる資本参画を通じて、それぞれの事業価値の最大化のサポートを図ることが望ましいと考えており、かかるオーナーとなり得るパートナーと共同して対象者を非公開化する途を模索しておりました。BASE は、2024 年 6 月上旬に対象者から本入札プロセスに係るプロセスレターを受領して以降対象者から提供された情報を用いて対象者についての簡易的なデュー・ディリジェンスと事業シナジーの算出検討を行いました。その結果、コマース 21 事業を除く対象者と BASE との間ではシナジーが見込

まれると判断できたため、2024 年 8 月中旬から 2024 年 10 月中旬までの間に対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施するに至りました。その傍ら、BASE は、対象者の事業ポートフォリオの一部を譲り受けることでシナジーをより強く発揮することが可能なオーナーとして JGIA がふさわしいパートナーとなり得ると考え、JGIA に対して、2024 年 10 月上旬に、BASE と共同して対象者株式の売却プロセスに参加することを打診しました。JGIA は、かかる打診に対して、JGIA が、かねてより、対象者グループの中で、エンタープライズ（注 16）向けの自社 EC パッケージを構築し、コンサルティング力・カスタマイズ力による競争優位性を有しているコマース 21 の事業領域や成長可能性に着目していたこと、JGIA が、ソフトウェア・IT 業界における複数の投資実績を有しており、当該経験を活かした事業支援が可能であると考えたことなどから、JGIA が最終的にコマース 21 のみを取得することを前提として BASE との間の更なる協議やデュー・ディリジェンスを進めることを決定し、2024 年 10 月中旬に、BASE と共同して対象者株式の売却プロセスに参加することを合意し、その上で 2024 年 10 月中旬に、BASE と共同で法的拘束力のない第二次意向表明書を提出しました（なお、この時点で JGIA と BASE のいずれが公開買付けを行うかは未定でした。）。その後、JGIA 及び BASE は、2024 年 10 月中旬から 11 月下旬にかけて、両者の間で具体的な取引ストラクチャーその他の諸条件に関する協議を重ね、また、かかる協議と並行して、対象者に対する追加的なデュー・ディリジェンスを実施しました。その結果、JGIA 及び BASE は、本取引を実施することにより、以下のシナジーを実現することが可能であり、JGIA がコマース 21 の株式を、BASE がコマース 21 を除く対象者の株式を取得することで対象者グループの企業価値を最大化することが可能となると考えるに至りました。また、JGIA 及び BASE は、①JGIA が最終的に譲り受けるコマース 21 及び BASE が最終的に譲り受ける対象者の企業価値を算定した結果、JGIA が譲り受けるコマース 21 の方が規模が大きいこと、並びに②JGIA は BASE よりも M&A 及び公開買付けの経験を有することから、BASE ではなく JGIA が設立する公開買付者が主体となって本公開買付けを行うことが望ましいと判断し、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のストラクチャーにより本取引を実施することを前提に法的拘束力のある最終意向表明書を提出することに合意し、2024 年 11 月 28 日に、JGIA 及び BASE は、対象者に対して、JGIA が設立する公開買付者が本公開買付けを行う予定であること、本公開買付価格を 1,943 円とすること、本自己株式取得を実施し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、本自己株式取得を実施すること及び本自己株式取得の 1 株当たりの譲渡価格（以下「本自己株式取得価格」といいます。）を 1,314 円とすることを内容に含む法的拘束力ある提案書（以下「本提案書」といいます。）を提出しました。なお、本提案書における本自己株式取得価格（1,314 円）は、（i）本自己株式取得が行われた場合のユニコムの子会社の税引後手取り額が、（ii）仮にユニコムが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額とほぼ同等となるよう算出した結果を反映した金額となります。公開買付者が買付主体となって本公開買付けを行う理由については「（7）その他」に記載しております。

（注 16） 「エンタープライズ」とは、大企業や公的機関など、規模の大きな法人を意味します。

JGIA においては、コマース 21 に対して以下の成長サポートができると想定しております。なお、コマース 21 は対象者と独立して運営されており、対象者と資本関係を分離したとしても事業面における影響はないと考えられることから、JGIA がコマース 21 の株式を取得することによるディスシナジーは特段想定しておりません。

（i） 中長期の成長に向けた人材及び経営管理体制の強化

現状、コマース 21 は営業・開発・経営管理いずれの組織においても人材が不足しており、これによって事業・経営について十分な対応が行えないという事態が生じております。これに対して、JGIA のアライアンスパートナーからの経営支援人材の派遣や、JGIA の人材ネットワークによる外部採用を通じた人材の増強による組織構築を行うことで、コマース 21 の更なる成長に向けた事業・経営基盤の強化が可能と考えております。また、採用ブランディング（注 17）施策の強化によって、コマース 21 のエンジニアやコンサルタントの採用拡大を推進し、中長期的な成長を支える人材の確保を目指していきます。

（注 17） 「採用ブランディング」とは、企業が求める人材を採用するために、自社の魅力や価値観、

文化を戦略的に伝える取り組みを意味します。

(ii) 新規顧客基盤の獲得

- ① 展示会等での潜在的な顧客（リード（注 18））の連絡先又は情報の獲得及びコンバージョン（注 19）の強化、並びに②パートナー営業体制（注 20）の構築に関して、JGIA が既存投資先で取り組んできたノウハウをコマース 21 へ提供することで、コマース 21 の新規顧客獲得に貢献することが可能と考えています。また、エンタープライズ顧客を有する JGIA 投資先のソフトウェア企業とコマース 21 による相互送客による協業、並びに JGIA 投資先企業における今後の EC 構築や DX 化についてコマース 21 との協業を行うことによる顧客基盤の拡大の可能性があると考えております。

（注 1 8） 「リード」とは、自社の商品やサービスに興味を示している可能性がある企業やその担当者を意味します。

（注 1 9） 「コンバージョン」とは、特定の行動を達成することを意味し、ここではリードが契約や購入に至ることを意味します。コンバージョンの強化は、その達成率を上げるための施策を実行することを意味します。

（注 2 0） 「パートナー営業体制」とは、自社以外のパートナー企業（代理店、販売業者、協力会社など）と連携して営業活動を行う体制を意味します。

(iii) M&A 及び PMI の支援

JGIA はこれまで 20 社を超える投資実績を有しており、その中で M&A 及び投資後の事業・組織統合に関する知見・ノウハウ・ネットワークを蓄積・構築してまいりました。コマース 21 は拡大する需要に対応すべく顧客システムの開発を担当するエンジニアのキャパシティの強化を展望していると認識しており、EC を中心とするシステム開発を営む企業の M&A 及び資本業務提携について、M&A 戦略の策定並びに M&A の対象企業についての探索・リサーチ、オーナーに対するアプローチ・交渉、デュー・ディリジェンス及びバリュエーション、M&A 実施のための資金調達及びクロージング手続等の一連のプロセスを一気通貫でサポートすることを想定しております。

BASE においては、対象者株式の全てを取得することで、以下のシナジーがあると想定しております。なお、BASE が対象者の株式を取得することによるディスシナジーは特段想定しておりません。

(i) 事業シナジー

BASE は創業以来、対象者と同様にネットショップ運営を支援するサービスを提供しております。特徴として、決済・金融に関する課題解決に強みを持っていること、並びに、ショップ運営者のみならず購入者向けのサービスも提供し顧客基盤を有することで、ネットショップにおける売り手・買い手の 2-side のネットワークを構築しております。BASE が展開している、購入者向けショッピングサービス「Pay ID」、ネットショップ向け資金調達サービス「YELL BANK」をはじめとする各種サービスを対象者の顧客に提供することで、対象者の事業上のソリューション力を増強することが可能と考えております。具体的には、「Pay ID」においては購入者を対象者顧客に送客し、さらに購入単価や頻度を高めることで購買促進を行い、「YELL BANK」においては販売者の資金面を支援することで販売促進を行うこととなり、購入者と販売者の両面を強化することでネットワーク効果を高めることを考えております。さらに、BASE は、D2C ストアフロント事業（注 21）におけるプロダクト開発体制、マーケティング戦略に強みを有しているものと考えております。これらの強みを活かして、対象者グループに対して、プロダクト開発体制の強化・ノウハウの共有、マーケティング戦略立案等の支援を行うことで、対象者事業の更なる発展を実現することが可能と考えております。

（注 2 1） 「D2C ストアフロント事業」とは、ユーザーが中間業者を通さずに消費者に直接販売するための独自の EC サイトを構築するためのサービスを提供する事業のことです。

(ii) コストシナジー等

対象者グループを BASE グループの一員に迎えることにより生じるスケールメリットを活かして、対象者グループにおける各種コストを圧縮し、対象者グループのサービス開発等への投資余力を拡張することが可能と考えております。また、本取引により対象者が非公開化されることで、上場維持コスト及び上場維持のための業務負担が軽減され、対象者の人的・財務的リソースをより集中的に事業運営に投下することも可能になると考えております。

これに対し、対象者は、2024 年 12 月 3 日、JGIA 及び BASE に対して、(i) 上記提案に基づく公開買付価格 (1,943 円) は一般株主の期待に応えられる水準ではないこと、(ii) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定の要請を内容に含む回答書を提出しました。JGIA 及び BASE は当該要請を真摯に再検討し、2024 年 12 月 10 日、対象者に対して、(i) 本公開買付価格を 1,949 円に、本自己株式取得価格を 1,317 円にそれぞれ引き上げること、(ii) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定は本公開買付けの成立を不安定なものとし、公開買付けに応募し公開買付けの成立を希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性があるため、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定は予定していないこと、(iii) 提案価格は対象者により開示された財務情報等の資料、対象者の市場株価の推移、対象者に対するデュー・ディリジェンス、対象者の事業及び財務状況並びに過去の類似取引におけるプレミアム水準等を多面的・総合的に勘案して決定していること、(iv) JGIA 及び BASE が 2024 年 11 月 28 日付で提示した当初提案価格 (1,943 円) は、JGIA 及び BASE として検討し得る上限での価格を提案していたものの、対象者特別委員会の要請を最大限考慮して当初提案価格の引き上げを行ったことを内容とする再提案書を提出しました。これに対し、対象者は、2024 年 12 月 11 日、JGIA 及び BASE に対して、(i) 当該提案に基づく公開買付価格 (1,949 円) は一般株主の期待に応えられる水準ではないこと、(ii) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定の再要請を内容に含む回答書を提出しました。これに対し、JGIA 及び BASE は、2024 年 12 月 16 日、対象者に対して、(i) 本公開買付価格を 1,952 円に、本自己株式取得価格を 1,320 円にそれぞれ引き上げること、(ii) 提案価格は、2024 年 12 月 13 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 1,169 円に対して 67.0% (小数点以下第二位を四捨五入しております。以下、本段落のプレミアム率の計算において同じです。)、同日までの 1 ヶ月間の終値の単純平均値 1,245 円 (小数点以下を四捨五入しております。以下終値単純平均値の計算において同じです。) に対して 56.8%、同日までの 3 ヶ月間の終値の単純平均値 1,334 円に対して 46.3%、同日までの 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,353 円に対して 44.3%のプレミアムを加えた価格となっており、対象者の株主の皆様に対して、公正な価格による対象者株式の売却機会をご提供するものであると考えていること、(iii) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定を行わずとも本取引の手続の公正性は十分に確保されていると考えており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の設定を予定していないことを内容とする再提案書を提出しました。これに対し、対象者は、2024 年 12 月 17 日、JGIA 及び BASE に対して、(i) 当該提案に基づく公開買付価格 (1,952 円) は引き続き一般株主の期待に応えられる水準ではないこと、(ii) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定の再要請を内容に含む回答書を提出しました。これに対し、JGIA 及び BASE は、2024 年 12 月 20 日、対象者に対して、(i) 本公開買付価格を 1,953 円に、本自己株式取得価格を 1,321 円にそれぞれ引き上げること、(ii) 提案価格は既に相当なプレミアムを付しており、対象者の株主の皆様の期待に十分応えられる水準に達していると考えていること、(iii) これ以上価格を引き上げることは難しいこと、(iv) 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定を行わずとも本取引の手続の公正性は十分に確保されていると考えており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の設定を予定していないことを内容とする再提案書を提出しました。これに対し、対象者は、2024 年 12 月 23 日、本公開買付価格が、対象者の起用する第三者算定機関及び本特別委員会の起用する第三者算定機関がそれぞれ 2024 年 12 月 25 日に提出する株式価値算定書における 1 株当たり株式価値のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下「DCF 法」といいます。) に基づく算定結果のレンジの下限以上であることを前提に、本公開買付価格を 1,953 円に、本自己株式取得価格を 1,321 円にすること及びマジョリティ・オブ・マイノリティを設定しないことについて応諾する旨の

回答書を提出しました。

上記の交渉を踏まえ、公開買付者は、2024年12月26日、本公開買付けを実施すること並びに本公開買付け契約、本応募・不応募契約及び本株式譲渡契約を締結することを決定いたしました。そして今般、公開買付者は、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年3月3日までに、本前提条件がいずれも充足されたことを確認したことから、公開買付者は、同日、本公開買付けを2025年3月4日より開始することを決定いたしました。なお、本公開買付け契約、本応募・不応募契約及び本株式譲渡契約の詳細については下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付け契約」、「② 本応募・不応募契約」及び「③ 本株式譲渡契約」をご参照ください。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 対象者における意思決定の過程及び理由

対象者は、2024年5月上旬、石村氏から事業環境の変化が速くなっているVUCA（注22）時代において、次世代の経営感覚及び手腕を有する新たな株主に経営を引き継ぎ、新たな株主から資金及びその他の経営リソースの投下を受けることで、現状よりもよりスピード感をもって事業を拡大することが対象者の継続的な企業価値向上に資すると考えたことから、石村氏等が所有する対象者株式の全ての売却について検討していることを伝えられたとのことです。

（注22） 「VUCA」とは、Volatility、Uncertainty、Complexity、Ambiguityの頭文字を並べた頭字語であり、社会環境・ビジネス環境の複雑性が増大する中で、想定外のことが起きたり、将来の予測が困難であったりする、不確実な状態をいいます。

対象者は、石村氏による対象者株式の売却意向を受けて、新たな株主に経営を引き継ぐことで、対象者の継続的な企業価値向上及び事業拡大を図ることが最善の選択肢であると判断し、企業価値の向上と株主利益の最大化を図ることを目的として、石村氏等による対象者株式の売却に関する検討を開始し、売却プロセス、想定される取引ストラクチャー及び売却候補先等に関して慎重に検討を行い、2024年5月上旬から石村氏とも協議を行ったとのことです。その結果、2024年5月下旬、対象者及び石村氏は、対象者の主要事業であるEC事業に関連する候補先等の対象者の事業に興味を持つと考えられる候補先を対象とした入札手続を実施することが望ましいとの結論に至ったとのことです。そこで、対象者は、JGIA、BASE及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、2024年5月下旬にみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を選任の上、当該入札手続の実施のための体制を整備するとともに、本取引に係る手続の公正性に関する助言を得るため、2024年6月上旬に、JGIA、BASE及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立したリーガル・アドバイザーとして三浦法律事務所を選任したとのことです。そして、対象者及び石村氏は、2024年6月上旬より、対象者及びみずほ証券を通じて、12社の候補先に対して、石村氏等が保有する対象者株式の譲渡、またこれに伴う対象者の今後の更なる成長を実現させるための戦略的パートナーの選定に係る入札プロセス（以下「本入札プロセス」といいます。）への参加に関する初期的な打診を開始し、みずほ証券を通じて複数の候補先が本入札プロセスへの参加に関心を有していることを確認したことから、2024年6月下旬に、2024年8月1日を第一次意向表明書の提出期限とした第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）の案内をJGIA及びBASEを含む候補先7社に配布し本第一次入札プロセスを開始したとのことです。

その後、対象者は、本第一次入札プロセスに関して、JGIA及びBASEを含む本第一次入札プロセスへ参加した合計4社の候補先から、2024年8月1日付で第一次意向表明書を受領（4社のうち2社に関しては連名での提出）し、同書において複数の候補先から対象者株式の全ての取得、そのスキームとして対象者株式に対する公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を候補先の完全子会社とすることの提案がなされたことを受け、入札手続により最終的に買付者として選定されるいずれかの候補先（以下「最終候補先」といいます。）と、対象者の議決権の約40%を所有する石村氏等との間において、それぞれが所有す

る対象者株式を本公開買付けに応募する旨を含む契約を締結する可能性があり、石村氏等と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本取引に関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するため、2024年8月2日開催の対象者取締役会の決議により、本特別委員会を設置し、最終的な候補先の選定プロセスを含む本取引に係る交渉過程等の手続の公正性等について諮問したとのことです。本特別委員会の委員の構成、設置等の経緯、検討の経緯、本特別委員会に対するその他具体的な諮問事項及びその判断内容等の詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

対象者は、上記のとおり、2024年8月1日付で、JGIA及びBASEを含む合計4社の候補先から第一次意向表明書の提出（4社のうち2社に関しては連名での提出）を受けたことを踏まえ、本取引の目的、想定されるシナジー、本取引後の対象者の経営体制や従業員の処遇に対する考え方、提示された対象者株式1株当たり株式価値の評価額等について、本特別委員会の意見も踏まえながら、慎重に検討の上、第二次入札プロセス（以下「本第二次入札プロセス」といいます。）への参加を打診する候補先3社を決定したとのことです。

その後、対象者は、2024年8月上旬から本第二次入札プロセスを開始し、2024年8月中旬から2024年10月中旬までの間、本第二次入札プロセスへ参加した候補先3社に対して、対象者経営陣へのインタビューを含む対象者に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供したとのことです。加えて、本特別委員会は、本第二次入札プロセスに参加した候補先に対するヒアリングを実施したとのことです。

上記「① 公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、JGIA及びBASEは、当初別個独立して本入札プロセスに参加しておりましたが、BASEは、上記本第二次入札プロセスにおいて2024年8月中旬から2024年10月中旬までの間に実施された対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施する傍ら、対象者の事業ポートフォリオの一部を譲り受けることでシナジーをより強く発揮することが可能なオーナーとしてJGIAがふさわしいパートナーとなり得ると考え、JGIAに対して、2024年10月上旬に、BASEと共同して対象者株式の売却プロセスに参加することを打診し、JGIAがこれを受け入れたことから、2024年10月中旬に、BASEと共同で本取引を行うことについての法的拘束力のない第二次意向表明書を提出しました。その後、JGIA及びBASEより、本取引に係る法的拘束力ある最終的な提案を行うのに先立ち追加的なデュー・ディリジェンスを実施したい旨の意向が示されたため、2024年10月中旬から2024年11月下旬までの間JGIA及びBASEによる対象者に対する追加的なデュー・ディリジェンスを経て、2024年11月28日に、対象者は、JGIA及びBASEから、本公開買付け価格を1,943円（1,943円は、当該提案がなされた2024年11月28日の前営業日である2024年11月27日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,243円に対して56.32%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,336円に対して45.43%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,372円に対して41.62%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,364円に対して42.45%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とすること及び本自己株式取得価格を1,314円とすることを内容に含む法的拘束力ある本提案書を受領したとのことです。対象者は、本取引の目的、想定されるシナジー、本取引後の対象者の経営体制や従業員の処遇に対する考え方、提示された対象者株式1株当たり株式価値の評価額等について、本特別委員会の意見も踏まえながら、慎重に検討した結果、2024年12月3日に、下記「(ii) 判断の内容」記載のとおり、JGIA及びBASEからの提案が本取引後の経営戦略及びその支援体制等の観点から優れていた提案であったこと等を踏まえて、JGIA及びBASEを最終候補先として選定する結論に至り、JGIA及びBASEを本入札プロセスにおける最終候補先とし、本取引の実施に向けた最終交渉を行うこととした旨の連絡をしたとのことです。なお、本公開買付け価格について、JGIA及びBASEより対象者の株主の皆様にとってより有利な条件を提示した候補先は存在しなかったとのことです。その後、対象者は、みずほ証券からの財務的な助言、並びに本特別委員会からの意見も踏まえ、JGIA及びBASEから本提案書において本公開買付け価格として提示された1,943円は、一般株主の期待に応えられる水準ではないと判断したため、2024

年12月3日、JGIA及びBASEに対して提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。また、本提案書においては、応募合意株主及びユニコムの対象者株式の持分比率は40%程度であり、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあることを踏まえ、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限の設定は想定していない旨が記載されていたところ、対象者は、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)を設定したとしても、本公開買付けにおいて想定されている買付予定数の下限である1,709,900株(所有割合:32.47%)を大きく上回ることはならず、少数株主の利益を保護し、その意向を可能な限り反映する観点から、本特別委員会の意見も踏まえ、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定についても再検討を要請したとのことです。JGIA及びBASEは当該要請を真摯に再検討し、2024年12月10日、対象者に対して、(i)本公開買付価格を1,949円に、本自己株式取得価格を1,317円にそれぞれ引き上げること、(ii)「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定は本公開買付けの成立を不安定なものとし、公開買付けに応募し公開買付けの成立を希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性があるため、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定は予定していないこと、(iii)提案価格は対象者により開示された財務情報等の資料、対象者の市場株価の推移、対象者に対するデュー・ディリジェンス、対象者の事業及び財務状況並びに過去の類似取引におけるプレミアム水準等を多面的・総合的に勘案して決定していること、(iv)JGIA及びBASEが2024年11月28日付で提示した当初提案価格(1,943円)は、JGIA及びBASEとして検討し得る上限での価格を提案していたものの、本特別委員会の要請を最大限考慮して当初提案価格の引き上げを行ったことを内容とする再提案書を提出しました。これに対し、対象者は、2024年12月11日、JGIA及びBASEに対して、(i)当該提案に基づく公開買付価格(1,949円)は一般株主の期待に応えられる水準ではないこと、(ii)「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定の再要請を内容に含む回答書を提出しました。これに対し、JGIA及びBASEは、2024年12月16日、対象者に対して、(i)本公開買付価格を1,952円に、本自己株式取得価格を1,320円にそれぞれ引き上げること、(ii)提案価格は、2024年12月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,169円に対して67.0%(小数点以下第二位を四捨五入しております。以下、本段落のプレミアム率の計算において同じです。)、同日までの1ヶ月間の終値の単純平均値1,245円に対して56.8%、同日までの3ヶ月間の終値の単純平均値1,334円に対して46.3%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値1,353円に対して44.3%のプレミアムを加えた価格となっており、対象者の株主の皆様に対して、公正な価格による対象者株式の売却機会をご提供するものであると考えていること、(iii)「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定を行わずとも本取引の公正性は十分に確保されていると考えており、マジョリティ・オブ・マイノリティの設定を予定していないことを内容とする再提案書を提出しました。これに対し、対象者は、2024年12月17日、JGIA及びBASEに対して、(i)当該提案に基づく公開買付価格(1,952円)は引き続き一般株主の期待に応えられる水準ではないこと、(ii)マジョリティ・オブ・マイノリティの設定の再要請を内容に含む回答書を提出しました。これに対し、JGIA及びBASEは、2024年12月20日、対象者に対して、(i)本公開買付価格を1,953円に、本自己株式取得価格を1,321円にそれぞれ引き上げること、(ii)提案価格は既に相当なプレミアムを付しており、対象者の株主の皆様の期待に十分応えられる水準に達していると考えていること、(iii)これ以上価格を引き上げることは難しいこと、(iv)「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定を行わずとも本取引の公正性は十分に確保されていると考えており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の設定を予定していないことを内容とする再提案書を提出しました。これに対し、対象者は、2024年12月23日、当該提案に基づく公開買付価格が、みずほ証券が2024年12月25日に提出する株式価値算定書及びEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社(以下「EY」といいます。)が2024年12月25日に提出する株式価値算定書における1株当たり株式価値のうち、DCF法に基づく算定結果のレンジの下限以上であることを前提に当該提案について応諾することを内容に含む回答書を提出しました。

(ii) 判断内容

以上の経緯のもとで、対象者は、三浦法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び2024年12月25日付でみずほ証券から提出を受けた対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）の内容並びに本特別委員会を通じて提出を受けた、本特別委員会独自の第三者算定機関であるEYによる対象者株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（EY）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2024年12月26日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の事務及び本取引に関する諸条件について、対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から本取引は、シナジー創出が見込まれ、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

コマース21においては、JGIAによる以下の成長サポートができると想定しているとのことです。なお、JGIAがコマース21の株式を取得することによるディスシナジーは特段想定していないとのことです。

(i) 中長期の成長に向けた人材及び経営管理体制の強化

現状、コマース21は営業・開発・経営管理いずれの組織においても人材が不足しており、これによって事業・経営について十分な対応が行えないという事態が生じているとのことです。これに対して、JGIAのアライアンスパートナーからの経営支援人材の派遣や、JGIAの人材ネットワークによる外部採用を通じた人材の増強による組織構築を行うことで、コマース21の更なる成長に向けた事業・経営基盤の強化が可能と考えております。また、採用ブランディング施策の強化によって、コマース21のエンジニアやコンサルタントの採用拡大を推進し、中長期的な成長を支える人材の確保を目指していくとのことです。

(ii) 新規顧客基盤の獲得

①展示会等での潜在的な顧客（リード）の連絡先又は情報の獲得及びコンバージョンの強化、並びに②パートナー営業体制の構築に関して、JGIAが既存投資先で取り組んできたノウハウをコマース21へ提供することで、コマース21の新規顧客獲得に貢献することが可能と考えているとのことです。また、エンタープライズ顧客を有するJGIA投資先のソフトウェア企業とコマース21による相互送客による協業、並びにJGIA投資先企業における今後のEC構築やDX化についてコマース21との協業を行うことによる顧客基盤の拡大の可能性があると考えているとのことです。

(iii) M&A及びPMIの支援

JGIAはこれまで20社を超える投資実績を有しており、その中でM&A及び投資後の事業・組織統合に関する知見・ノウハウ・ネットワークを蓄積・構築してまいりました。コマース21は拡大する需要に対応すべく顧客システムの開発を担当するエンジニアのキャパシティの強化を展望していると認識しており、ECを中心とするシステム開発を営む企業のM&A及び資本業務提携について、M&A戦略の策定並びにM&Aの対象企業についての探索・リサーチ、オーナーに対するアプローチ・交渉、デュー・ディリジェンス及びバリュエーション、M&A実施のための資金調達及びクロージング手続等の一連のプロセスを一気通貫でサポートすることを想定しているとのことです。

対象者においては、BASEが対象者株式の全てを取得することで、以下のシナジーがあると想定しているとのことです。なお、BASEが対象者の株式を取得することによるディスシナジーは特段想定していないとのことです。

(i) 事業シナジー

BASEは創業以来、対象者と同様にネットショップ運営を支援するサービスを提供しております。特徴として、決済・金融に関する課題解決に強みを持っていること、並びに、ショップ運営者のみならず購入者向けのサービスも提供し顧客基盤を有することで、ネットショップにおける売り手・買い手の2-sideのネットワークを構築しております。BASEが展開して

いる、購入者向けショッピングサービス「Pay ID」、ネットショップ向け資金調達サービス「YELL BANK」をはじめとする各種サービスを対象者の顧客に提供することで、対象者の事業上のソリューション力を増強することが可能と考えているとのことです。具体的には、「Pay ID」においては購入者を対象者顧客に送客し、さらに購入単価や頻度を高めることで購買促進を行い、「YELL BANK」においては販売者の資金面を支援することで販売促進を行うこととなり、購入者と販売者の両面を強化することでネットワーク効果を高めることを考えているとのことです。さらに、BASE は、D2C ストアフロント事業におけるプロダクト開発体制、マーケティング戦略に強みを有しているとのことです。これらの強みを活かして、対象者グループに対して、プロダクト開発体制の強化・ノウハウの共有、マーケティング戦略立案等の支援を行うことで、対象者事業の更なる発展を実現することが可能と考えているとのことです。

(ii) コストシナジー等

対象者グループが BASE グループの一員に迎えらるることにより生じるスケールメリットを活かして、対象者グループにおける各種コストを圧縮し、対象者グループのサービス開発等への投資余力を拡張することが可能と考えております。また、本取引により対象者が非公開化されることで、上場維持コスト及び上場維持のための業務負担が軽減され、対象者の人的・財務的リソースをより集中的に事業運営に投下することも可能になると考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- 本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で公表前に本入札プロセスが実施されており、本特別委員会が実質的に関与した上で行われた本入札プロセスにより JGIA 及び BASE が提示した本取引に係る公開買付価格と比べて、対象者の株主の皆様にとってより有利な条件を提示する候補先は存在しなかったこと。
- 本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書（みずほ証券）におけるみずほ証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であることからすれば、本公開買付価格は本株式価値算定書（みずほ証券）における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できること。
- 本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書（EY）における EY による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び、類似会社比準法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内であることからすれば、本公開買付価格は本株式価値算定書（EY）における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内にあると評価できること。
- 本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2024 年 12 月 25 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 1,196 円に対して 63.29%、2024 年 12 月 25 日から直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 1,200 円に対して 62.75%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平

均値 1,307 円に対して 49.43%、同直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,339 円に対して 45.86%のプレミアムが加算されたものであるところ、経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降 2024 年 11 月 30 日までに公表された本取引と同様の性質をもつと考えられる事例（非公開化を目的とした公開買付けのうち、公開買付け開始前に公開買付者（その特別関係者を含みます。）による買収対象会社の議決権所有が 5 %未満の事例（MB0 事例、公表日の前営業日の株価に対するプレミアムがマイナスとなっている事例、敵対的公開買付の事例、公開買付けが不成立となった事例、公開買付けの公表前に事前報道があった事例等を除く。））43 件のプレミアム水準の平均値（公表日の前営業日の株価に対して 55.37%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 54.62%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 56.24%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 56.96%）及び中央値（公表日の前営業日の株価に対して 44.58%、公表日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 43.37%、公表日の前営業日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 45.81%、公表日の前営業日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 52.12%）と比較しても相当程度プレミアムが付された価格であること。

- 独立した本特別委員会から取得した 2024 年 12 月 26 日付答申書において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性を認めるのが相当であると判断されていること。
- なお、本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円という価格は、EY による対象者株式の価値算定結果のうち、DCF 法による算定結果の下限に近い金額であるものの、上記のとおり本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で本入札プロセスが実施され、本提案書提出後も JGIA 及び BASE との間で複数回にわたる価格交渉が行われた結果決定されたものであること、EY による対象者株式の価値算定結果に関しても、市場株価法及び類似会社比準法に基づく算定結果のレンジの上限は上回っていること、上記のとおり対象者株式の市場株価に対して相当程度のプレミアムが付された価格であること等、上記の要素を勘案すれば、本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円という価格が、EY による対象者株式の価値算定結果のうち、DCF 法による算定結果の下限に近い金額であるからといってその価格の妥当性が否定されるものではないと評価できること。

なお、対象者は、上場廃止によって、ビジネス、人材獲得及び資金調達等の面において対象者の事業に悪影響が生じる可能性については、対象者が培ってきた知名度や社会的信用力に加え、JGIA 及び BASE の知名度や社会的信用力及び資金調達力等を考慮すれば、限定的であるとともに、上場維持コストの削減につながるものと考えているとのことです。また、対象者は、本取引によって対象者とコマース 21 の資本関係が分離されることによるディスシナジーは特段想定していないとのことです。

以上より、対象者は、2024 年 12 月 26 日開催の取締役会において、同日時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、2024 年 12 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

公開買付者は、本前提条件が充足された場合（又は公開買付者により放棄された場合）に、本公開買付けを速やかに実施することを予定していたところ、対象者は、2024 年 12 月 26 日付で本 WCA 株式譲渡を実施し、公開買付者に対して本 WCA 株式譲渡が 2024 年 12 月 26 日付で完了した旨を報告したとのことです。その後、対象者は、2025 年 2 月 17 日、公開買付者から、本取引の実行に必要な独占禁止法及び外為法に

基づくクリアランスの取得が完了したこと、また、本 SHIFFON 株式譲渡を実行するにあたっては、対象者が譲渡する SHIFFON の株式の帳簿価額が対象者の総資産額の 5 分の 1 を超えるため、会社法第 467 条第 1 項第 2 号に基づき株主総会における特別決議が要件とされているところ SHIFFON 株式譲渡承認総会が 2025 年 2 月 28 日に開催予定であり、当該承認を得られた場合、本 SHIFFON 株式譲渡は 2025 年 3 月 1 日に完了する予定であることから、本 SHIFFON 株式譲渡が完了することその他の本前提条件が充足されていること（又は公開買付者により放棄されていること）を前提として、本公開買付けを 2025 年 3 月 4 日から開始したい旨の連絡を受けたとのことです。

その後、2025 年 2 月 28 日開催の SHIFFON 株式譲渡承認総会において、本 SHIFFON 株式譲渡は特別決議により承認可決され、2025 年 3 月 1 日に完了したとのことです。

また、2025 年 2 月 28 日、本 SHIFFON 株式譲渡が SHIFFON 株式譲渡承認総会において承認され、2025 年 3 月 1 日に完了見込みとなったことを受け、対象者は、2025 年 2 月 28 日、本特別委員会に対して、2024 年 12 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。本特別委員会は、対象者に対して、2024 年 12 月 26 日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024 年 12 月 26 日以降、2025 年 3 月 3 日までの事情を勘案しても、2024 年 12 月 26 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年 3 月 3 日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2024 年 12 月 26 日付答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない旨の 2025 年 3 月 3 日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された 2025 年 3 月 3 日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討・協議を行った結果、2025 年 3 月 3 日現在においても、2024 年 12 月 26 日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025 年 3 月 3 日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

上記の 2024 年 12 月 26 日開催の取締役会及び 2025 年 3 月 3 日開催の取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」をご参照ください。

③ 本公開買付け後の経営方針

本取引が成立した後の経営方針について、JGIA は、コマース 21 の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を公開買付者を通して講じることを考えておりますが、具体的な内容及び方法については、本取引後にコマース 21 と協議しながら決定していく予定です。

なお、公開買付者は、コマース 21 及びコマース 21 の取締役との間では、本取引後の役員就任については何らの合意も行っておりません。コマース 21 の経営体制については、本日現在において未定ですが、公開買付者は、現経営陣のリーダーシップは不可欠であると考えていることから、本取引成立後は現状の経営体制を尊重し、必要に応じて外部からの専門人材の招聘等をサポートすることを基本方針としつつ、その詳細については、本取引後にコマース 21 と協議しながら、コマース 21 の経営陣の意向も尊重した上で決定していく予定です。

また、BASE においては、本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細につきましては、現時点で決定している事項はございません。詳細については、本取引後に BASE と対象者との間で協議して決定する予定ですが、円滑に経営の引継ぎを行えるよう、少なくとも本対象者株式取得直後においては、社外取締役を除く現経営陣は引き続き経営に関与する予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、対象者は公開買付者及び BASE の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) にも該当いたしません。もっとも、公開買付者が、対象者の代表取締役である石村氏を含む応募合意株主との間で、応募対象株式の全てを本公開買付けに応募する旨の本応募・不応募契約を締結しており、応募合意株主と対象者の少数株主の皆様との利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、対象者及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じております。

なお、本日現在、応募合意株主及びユニコムは対象者株式を合計 2,105,000 株 (所有割合 : 39.97%) 所有しているため、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」 (Majority of Minority) に相当する買付予定数の下限は設定しておりません。

また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置等については、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

① 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けを含む本取引に関し JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者株式価値の算定を依頼し、2024 年 12 月 25 日付で、本株式価値算定書 (みずほ証券) を取得したとのことです。

なお、対象者の第三者算定機関であるみずほ証券は、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等からは独立した算定機関であり、公開買付関連当事者の関連当事者には該当しないとのことです。みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は、BASE 及び対象者に対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等が生じており、公開買付者に対して、本公開買付けの決済に要する資金に係る融資を行う予定であります。みずほ証券は本公開買付けに関して公開買付者、BASE 及び対象者、対象者並びに石村氏等との利益相反に係る重要な利害関係を有していないとのことです。みずほ証券は法第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令 (平成 19 年内閣府令第 52 号。その後の改正を含みます。) 第 70 条の 4 の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔離措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。

対象者は、みずほ証券とみずほ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、対象者とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため第三者算定機関としての独立性が確保されていること、みずほ証券は過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関として選定したとのことです。また、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合にも対象者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけで

はないとの判断をしているとのことです。

なお、対象者は、①及び下記②乃至⑦に記載の公正性担保措置が講じられており、本公開買付けに係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、みずほ証券から公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

（ii）算定の概要

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似企業との比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映させるために DCF 法を採用して対象者株式価値算定を行ったとのことです。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法	: 1,196 円～1,339 円
類似企業比較法	: 1,460 円～1,773 円
DCF 法	: 1,541 円～2,987 円

市場株価基準法では、本公開買付けの公表日の前営業日である 2024 年 12 月 25 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値（1,196 円）、同日までの直近 1 ヶ月間（2024 年 11 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで）の終値単純平均値（1,200 円）、同日までの直近 3 ヶ月間（2024 年 9 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで）の終値単純平均値（1,307 円）及び同日までの直近 6 ヶ月間（2024 年 6 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで）の終値単純平均値（1,339 円）を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,196 円から 1,339 円と算定しているとのことです。類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を行い、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,460 円から 1,773 円までと算定しているとのことです。DCF 法では、対象者が作成した 2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの 3 期分の対象者、コマース 21 及び IRV の事業計画（以下「対象者事業計画」といいます。）における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者 2025 年 3 月期第 3 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,541 円から 2,987 円と算定しているとのことです。なお、上記 DCF 法の算定の基礎となる対象者の事業計画（対象者、コマース 21 及び IRV の 3 社の事業計画を合算）については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておらず、また、フリー・キャッシュ・フローについても対前年度比較が可能な事業年度において大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、類似企業比較法及び DCF 法では、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の完了が本公開買付け開始の前提とされていることから、SHIFFON 及び WCA の株式価値は、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡におけるそれぞれの譲渡価格を基に算定しているとのことです。

みずほ証券は、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの情報等が全て正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその子会社・関連会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。また、かかる算定において参照した対象者の財務見通しについては、対象者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は 2024 年 12 月 25 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としているとのことです。

対象者の取締役会は、2024 年 12 月 26 日開催の取締役会から 2025 年 3 月 3 日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（みずほ証券）に影響を与える前提事実に変化はないと考えており、本株

式価値算定書（みずほ証券）は引き続き有効であると判断しているとのことです。

② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（i）算定機関の名称並びに対象者、公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、本特別委員会は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、本公開買付けを含む本取引に関し JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立した第三者算定機関である EY に対し、対象者株式価値の算定を依頼し、2024 年 12 月 25 日付で、本株式価値算定書（EY）を取得したとのことです。

なお、本特別委員会独自の第三者算定機関である EY は、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、本特別委員会は、①乃至⑦に記載の公正性担保措置が講じられており、本公開買付けに係る公正性が十分に担保されていると判断したことから、EY から公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

（ii）算定の概要

対象者プレスリリースによれば、EY は、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と一定の類似性を有する事業を営む上場会社が複数存在し、当該類似会社との比較による株式価値の算定が可能であることから類似会社比準法を、将来の事業活動の状況を算定に反映させるために DCF 法を採用して対象者株式価値の算定を行ったとのことです。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 1,196 円～1,339 円
類似会社比準法	: 1,634 円～1,762 円
DCF 法	: 1,944 円～2,422 円

市場株価法では、本公開買付けの開始予定の公表日の前営業日である 2024 年 12 月 25 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値（1,196 円）、同日までの直近 1 ヶ月間（2024 年 11 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで）の終値単純平均値（1,200 円）、同日までの直近 3 ヶ月間（2024 年 9 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで）の終値単純平均値（1,307 円）及び同日までの直近 6 ヶ月間（2024 年 6 月 26 日から 2024 年 12 月 25 日まで）の終値単純平均値（1,339 円）を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,196 円から 1,339 円と算定しているとのことです。

類似会社比準法では、対象者と一定の類似性を有する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を行い、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,634 円から 1,762 円までと算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者が作成した 2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの 3 期分の対象者事業計画における財務予測を前提として、対象者が 2025 年 3 月期第 3 四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,944 円から 2,422 円と算定したとのことです。上記 DCF 法の算定の基礎となる対象者の事業計画（対象者、コマース 21 及び IRV の 3 社の事業計画を合算）については、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておらず、また、フリー・キャッシュ・フローについても対前年度比較が可能な事業年度において大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。

なお、類似会社比準法及び DCF 法では、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡の完了が本公開買付け

開始の前提とされていることから、SHIFFON 及び WCA の株式価値は、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡におけるそれぞれの譲渡価格を基に算定しているとのことです。

EY は、対象者株式価値の算定に際して、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測については対象者の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。EY による対象者株式価値の算定は、2024 年 12 月 25 日現在までに入手可能な上記情報等と経済条件を前提としているとのことです。

本特別委員会は、2024 年 12 月 26 日以降 2025 年 3 月 3 日時点までの状況を考慮しても、本株式価値算定書（EY）に影響を与える前提事実に大きな変更はないと考えており、本株式価値算定書（EY）は引き続き有効であると判断しているとのことです。

③ 入札手続の実施

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、2024 年 6 月上旬より、対象者及びみずほ証券を通じて、12 社の候補先に対して本入札プロセスへの参加に関する初期的な打診を開始し、2024 年 6 月下旬に本第一次入札プロセスを開始したとのことです。対象者は、本第一次入札プロセスに関して、JGIA 及び BASE を含む本第一次入札プロセスへ参加した合計 4 社の候補先から、2024 年 8 月 1 日付で第一次意向表明書を受領したこと（4 社のうち 2 社に関しては連名での提出）を受け、本取引の目的、想定されるシナジー、本取引後の対象者の経営体制や従業員の処遇に対する考え方、提示された対象者株式 1 株当たり株式価値の評価額等について、本特別委員会の意見も踏まえながら、慎重に検討の上、本第二次入札プロセスへの参加を打診する候補先 3 社を決定したとのことです。その後、対象者は 2024 年 8 月上旬から本第二次入札プロセスを開始し、2024 年 8 月中旬から 2024 年 10 月中旬までの間、本第二次入札プロセスへ参加した候補先 3 社による対象者に対するデュー・ディリジェンスを経て、2024 年 10 月中旬に、JGIA 及び BASE から共同で本取引を行うことについての法的拘束力のない第二次意向表明書を提出しました。その後、2024 年 10 月中旬から 2024 年 11 月下旬までの間 JGIA 及び BASE による対象者に対する追加的なデュー・ディリジェンスを経て、2024 年 11 月 28 日に、対象者は、JGIA 及び BASE から法的拘束力ある本提案書を受領したとのことです。

以上のとおり、対象者は、本入札プロセスを実施し、幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保したとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本第一次入札プロセスに関して、JGIA 及び BASE を含む本第一次入札プロセスへ参加した計 4 社の候補先から、2024 年 8 月 1 日付で第一次意向表明書を受領し（4 社のうち 2 社に関しては連名での提出）、同書において複数の候補先から対象者株式の全ての取得、そのスキームとして対象者株式に対する公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を候補先の完全子会社とすることの提案がなされたことを受け、最終候補先と、対象者の議決権の約 40%を所有する石村氏等との間において、それぞれが所有する対象者株式を本公開買付けに応募する旨を含む契約を締結する可能性があり、石村氏等と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本取引に関する対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するため、2024 年 8 月 2 日開催の対象者取締役会の決議により、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立した金子昌史氏（対象者独立社外取締役）、中村渡氏（対象者独立社外取締役）、岩出誠氏（対象者独立社外取締役）及び吉村孝郎

氏（社外有識者、公認会計士吉村孝郎事務所所長）の4名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。また、特別委員会の委員の互選により特別委員会の委員長として金子昌史氏を選定したとのことです。なお、吉村孝郎氏は、公認会計士として本取引と同様の種類の取引につき豊富な経験を有していること、対象者との間で顧問契約を締結し対象者に対し経営に関し継続的にアドバイスを行っており、対象者の事業及び経営に関し十分な知見を有していること、当該顧問契約を締結しているものの、吉村孝郎氏は対象者に限らず多数の依頼者に対してサービスを提供する外部の専門家であり、対象者も吉村孝郎氏の依頼者の一つとして吉村孝郎氏の取扱分野や専門性を踏まえて対象者の事業や経営判断に関する助言を継続的に受けるために顧問契約を締結しているものであって、当該顧問契約を締結していることをもって対象者からの独立性は害されず、その他本公開買付けを含む本取引に関して吉村孝郎氏が重要な利害関係を有していないことを踏まえ、対象者独立社外取締役に加えて、社外有識者として、特別委員会の委員に選任しているとのことです。また、越後屋真弓氏（対象者独立社外取締役）は、従前ユニコム及びワンドにおける事務作業に関与しており、本取引に関しても石村氏等の立場において事務的なサポートをしている又は今後する可能性があることから、石村氏等の側の立場で本取引に関与していると判断されるおそれがあるため、本取引に係る手続の公正性を担保する観点から、本特別委員会の委員として選任していないとのことです。そして、中村渡氏は、本特別委員会の委員として選任された後、本第二次入札プロセス開始前に、石村氏から本取引に関する税務アドバイザーとしての業務の提供を依頼されたことを踏まえ、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、本第二次入札プロセスにおける最終候補先の選定や最終候補先との交渉等に関する実質的な議論が特別委員会で開始される前に、2024年9月25日付で、同氏の意向により、特別委員会の委員を辞任するに至ったとのことです。その後、本特別委員会は3名（対象者独立社外取締役2名、外部有識者1名）から構成され、本特別委員会の委員について変更はないとのことです。特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額の報酬のみとしており、本取引の成立を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

対象者取締役会は、本特別委員会に対し、対象者が表明すべき意見の内容を検討する前提として（i）本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、（ii）本取引の条件（本取引により対象者の株主に交付される対価を含む。）の公正性・妥当性、（iii）本取引に係る交渉過程等の手続（最終候補先の選定プロセスを含む。）の公正性、（iv）上記（i）乃至（iii）を踏まえ、本取引を行うことについての決定（対象者取締役会による本公開買付けに関する意見表明を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか否か、という各事項（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置に際し、特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の目的又は取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないこととすることを併せて決議したとのことです。

加えて、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、（i）本諮問事項についての判断及び検討に必要な情報を収集・受領する権限、（ii）本特別委員会が必要と判断する場合には自ら財務若しくは法務等のアドバイザーを選任し又は対象者の財務若しくは法務等のアドバイザーを承認する権限、（iii）最終候補先の選定プロセス及び本取引の取引条件等に関する対象者による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、最終候補先の選定プロセス及び本取引の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて自ら直接交渉を行う権限を付与することを決議したとのことです。そして、本特別委員会は、上記（i）乃至（iii）について、その権限を行使し、上記（ii）記載の独自アドバイザーの選任及び対象者アドバイザーの承認については、みずほ証券及び三浦法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、本特別委員会独自の第三者算定機関として、独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、EYを選任し、EYから株式価値算定書を取得することを決定し、本諮問事項の検討を行ったとのことです。

（ii）検討の経緯

本特別委員会は、2024年8月2日から同年12月26日までの間に合計17回、合計約22時間にわたって

開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

具体的には、本特別委員会は、JGIA 及び BASE を含む本第二次入札プロセスに参加した候補先に対し、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、本取引後の経営方針等について質問事項を提示し、当該候補先からその回答を受領した上で、当該回答に関してインタビュー形式で質疑応答を実施したとのことです。また、対象者の経営陣や担当者に対して本特別委員会への出席を複数回求め、本取引の意義及び目的、本取引の実施時期・方法、本取引の検討に至った経緯、本取引後の経営方針等について説明を受けた上で、インタビュー形式により質疑応答を実施したとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者が作成した対象者事業計画について、対象者の経営陣からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。その上で、本特別委員会は、上記「① 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「② 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、対象者がみずほ証券から取得した対象者株式に係る本株式価値算定書（みずほ証券）及び本特別委員会が EY から取得した対象者株式に係る本株式価値算定書（EY）について、その価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件（DCF 法における割引率の計算根拠及び類似企業比較法又は類似会社比準法における類似企業又は類似会社の選定理由を含みます。）について、みずほ証券及び EY からそれぞれ個別に説明を受け、質疑応答及び審議検討を行い、各株式価値算定書の作成過程の合理性を確認したとのことです。

さらに、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券及び対象者のリーガル・アドバイザーである三浦法律事務所から、本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、その説明を踏まえ、本取引において手續の公正性を確保するために講じるべき措置について審議・検討を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」「（i）対象者における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2024 年 11 月 28 日に JGIA 及び BASE から本公開買付価格を 1 株当たり 1,943 円とする旨の提案を書面で受領して以降、JGIA 及び BASE から価格に関する提案又は連絡を受領する都度、対象者から適時にその内容について報告を受け、対象者が対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から受けた財務的見地からの助言を踏まえた対象者の見解を聴取した上でその内容を審議・検討し、重要な局面において本公開買付価格を含む取引条件に関する意見を述べる等により、対象者と JGIA 及び BASE との間の本公開買付価格を含む取引条件に関する協議・交渉全般について実質的に関与したとのことです。その結果、対象者は、2024 年 12 月 23 日、JGIA 及び BASE から、本公開買付価格を 1 株当たり 1,953 円とすることを含む最終提案を受けるに至ったとのことです。

（iii）判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2024 年 12 月 26 日に、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の 2024 年 12 月 26 日付答申書を提出したとのことです。

I 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）

以下の点より、本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであり、その目的に正当性・合理性を認めるのが相当である。

- ・ 対象者によれば、本取引の目的は、事業環境の変化が速くなっている VUCA 時代において、次世代の経営感覚及び手腕を有する新たな株主に経営を引き継ぎ、新たな株主から資金及びその他の経営リソースの投下を受けることで、現状よりもよりスピード感をもって事業を拡大すること、ひいては対象者の継続的な企業価値向上と株主利益の最大化を図ることにある。かかる事業環境の認識に不

合理的点はなく、資金及びその他の経営リソースの獲得を行うことや事業拡大のスピードアップは、対象者を持続的に発展させ収益を改善させることに繋がり、対象者の企業価値を向上させ株主利益を最大化するものといえることから、適切な者に対象者の経営が引き継がれる限り、かかる本取引の目的には正当性・合理性が認められる。

- JGIA によれば、コマース 21 においては、JGIA による中長期の成長に向けた人材及び経営管理体制の強化、新規顧客基盤の獲得、M&A 及び PMI の支援の成長サポートができると想定しているとのことである。対象者においては、その対処すべき課題の一つとして、今後の事業拡大のために優秀な人材確保と育成が必要不可欠であると考えており、特に技術者の採用においては他社との獲得競争が増しているため、今後も安定した人材確保が必要と考えているところ、JGIA によれば、コマース 21 に対し、JGIA のアライアンスパートナーからの経営支援人材の派遣や、JGIA の人材ネットワークによる外部採用を通じた人材の増強による組織構築を行うことが可能ということであり、また、採用ブランディング施策の強化によって、コマース 21 のエンジニアやコンサルタントの採用拡大を推進し、中長期的な成長を支える人材の確保を目指していくとのことである。また、JGIA が既存投資先で取り組んできたノウハウをコマース 21 へ提供することでの新規顧客獲得への貢献や、JGIA の既存投資先との協業等によりコマース 21 の顧客基盤の拡大が見込まれているとのことであり、これらの JGIA の諸施策は対象者グループにおいて同様に課題と認識している既存事業の収益拡大に寄与するものと言える。
- BASE によれば、対象者においては、BASE グループが展開する各種サービスを対象者の顧客に提供することで対象者の事業上のソリューション力を増強することや、BASE が強みとしているプロダクト開発体制・マーケティング戦略を活かし、対象者に対してプロダクト開発体制の強化・ノウハウの共有、マーケティング・ブランド戦略、決済サービスのラインナップ最適化といった支援を想定しているとのことである。また、対象者グループが BASE グループの一員になることで各種コストを圧縮し、対象者のサービス開発等への投資余力を拡張することが可能と考えているとのことである。これらの BASE の提案はいずれも対象者の既存事業の収益の拡大、あるいは新たに生じた投資余力による新サービス開発等の収益基盤の拡大に寄与するものと考えられる。
- JGIA がコマース 21 の株式を、BASE が対象者の株式をそれぞれ最終的に取得する点に関しても、対象者によれば、EC 市場全体は成長しているものの、EC 支援事業の市場は競争が激化している状況であるが、対象者において成長余力のある事業はコマース 21 のエンタープライズ向けの DX 支援事業及び EC 支援事業で培ったコンサル能力を生かした対象者の HOI 事業という認識であり、上記の BASE 及び JGIA が想定するシナジー及び成長サポートはそれぞれこれら 2 事業の更なる成長に寄与するものであること、コマース 21 に関しては、JGIA が、かねてよりコマース 21 の事業領域や成長可能性に着目しており、そのソフトウェア・IT 業界における複数の投資実績を活かしてコマース 21 に対しての事業支援が可能と考えたこと、対象者に関しては、競争が激化する EC 支援事業においても上記のとおり BASE との提携を通じて対象者の収益拡大を見込むことができるものであることから、コマース 21 及び対象者の株式をそれぞれより強いシナジーを発揮することが可能なオーナーが最終的に取得するものということができ、その目的には正当性及び合理性が認められる。加えて、対象者グループはグループ内のシナジーを最大化するよりも各エンティティの業績を伸ばすという戦略であり、コマース 21 は対象者と独立して運営されていることも踏まえれば、対象者とコマース 21 の資本関係を分離したとしても事業面における影響はないと考えられることから、特段当該資本関係の分離によりディスシナジーは想定されないと考えられる。
- 本取引によるデメリットに関して、JGIA 及び BASE によれば、本取引後も、現状と同等若しくはそれ以上の条件での雇用継続を想定しており、その他のステークホルダーとの関係性についても、現状を維持することを基本方針としていることから、ステークホルダーへの影響は限定的と考えられる。また、本取引により対象者株式は上場廃止となることが想定されているところ、対象者が培ってきた知名度や社会的信用力に加え、JGIA 及び BASE の知名度や社会的信用力及び資金調達力等を考慮すれば、上場廃止によってビジネス、人材獲得及び資金調達等の面において対象者の事業に悪影響が生じる可能性については限定的であると考えられ、むしろ上場維持コストの削減につながるという

メリットも存在する。そのため、本取引による対象者の企業価値向上に対する重大な支障となる事情は認められない。

- ・ 以上のとおり、本取引の目的は、対象者の企業価値向上に資するものと認められ、正当かつ合理的と考えられる。

II 本取引の条件（本取引により対象者の株主に交付される対価を含む。）の公正性・妥当性

以下の点より、本取引の条件（本取引により対象者の株主に交付される対価を含む。）の公正性・妥当性を認めるのが相当である。

① 本公開買付価格

以下の点より、本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円は公正であり、妥当性を認めるのが相当である。

- ・ 最終候補先及び本公開買付価格が決定されるに至るまでの入札・交渉経緯について、以下のとおり公正な入札・交渉状況が確保されていたものと認められる。
 - ・ 本取引では、公表前に本入札プロセスが実施されており、本特別委員会は、本入札プロセスにおいて JGIA 及び BASE を最終候補先に選定するに当たり、最終候補先の選定プロセスの公正性・妥当性を検証し、また、重要な局面で本特別委員会の意見を述べ又は要請を行った。
 - ・ 本特別委員会が実質的に関与した上で行われた本入札プロセスにより JGIA 及び BASE が提示した本公開買付価格と比べて、対象者の一般株主にとってより有利な条件を提示する候補先は存在しなかった。
 - ・ また、本提案書提出後も、本特別委員会からの意見・指示を受けながら JGIA 及び BASE との間で複数回にわたる価格交渉が行われ、その結果、JGIA 及び BASE より最終的に本公開買付価格を 1,953 円とする提案を受け、本公開買付価格は最終的に当初の JGIA 及び BASE の提案よりも 10 円上回る価格となった。
 - ・ 本特別委員会として、最終候補先の選定プロセスにおいて、透明性や公正性を疑わせるような事情を見いだすことはできず、かつ本取引の交渉状況にも疑義ある点を見いだすことはできなかった。
 - ・ 以上のとおり、本公開買付価格の交渉に際しては、公正な交渉状況が確保された上で、少数株主にとってできる限り有利な取引条件となることを目指して交渉がされた経緯が認められる。
- ・ 本公開買付価格は、次のとおり、本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（EY）の算定結果並びにプレミアム水準に照らして公正かつ妥当であると認められる。
 - ・ 本株式価値算定書（みずほ証券）及び本株式価値算定書（EY）は、それぞれ独立性を有した定評ある算定機関であるみずほ証券及び EY により、評価実務において妥当と認められた評価手法に則って作成されたものである。
 - ・ 対象者株式価値の算定方法及び算定内容（算定の基礎とされている対象者事業計画の客観性、割引率及び継続価値の算定方法を含むがこれに限らない。）には、対象者の少数株主の利益に反するような恣意的な操作は行われていない。
 - ・ 本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円は、本株式価値算定書（みずほ証券）におけるみずほ証券による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内である。
 - ・ 本公開買付価格である 1 株当たり 1,953 円は、本株式価値算定書（EY）における EY による対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比準法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF 法による算定結果のレンジの範囲内である。
 - ・ 本公開買付価格は、本公開買付けに関する取締役会開催日の前営業日である 2024 年 12 月 25 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 1,196 円に対して 63.29%、2024 年 12 月 25 日から直近 1 ヶ月の終値単純平均値に対して 62.75%、同直近 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 49.43%、同直近 6 ヶ月の終値の単純平均値に対して 45.86%のプレミアムを加えた価格であり、かかるプレミアム水準は、同種事例におけるプレミアム水準と遜色ないプレミ

アム水準が確保されていると認められる。

- ・ なお、本公開買付価格である1株当たり1,953円という価格は、EYによる対象者株式の価値算定結果のうち、DCF法による算定結果の下限に近い金額であるものの、上記のとおり本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられた上で本入札プロセスが実施され、本提案書提出後もJGIA及びBASEとの間で複数回にわたる価格交渉が行われた結果決定されたものであること、EYによる対象者株式の価値算定結果に関しても、市場株価法及び類似会社比準法に基づく算定結果のレンジの上限は上回っており、DCF法に基づく算定結果に関しても下限に近い金額ではあるもののレンジの範囲内であること、上記のとおり対象者株式の市場株価に対して相当程度のプレミアムが付された価格であること等、上記の要素を勘案すれば、本公開買付価格である1株当たり1,953円という価格が、EYによる対象者株式の価値算定結果のうち、DCF法による算定結果の下限に近い金額であるからといってその価格の妥当性が否定されるものではないと評価できる。

② 本株式併合において少数株主に交付される対価

- ・ 公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除く。）を取得できなかった場合に、本公開買付けの成立後、対象者株式を非公開化するための一連の手続として本株式併合の手続を実施する予定であるところ、本株式併合においては、対象者の少数株主に交付される1株当たりの価格が本公開買付価格と同一となるように設定される予定である。
- ・ 以上のとおり、本公開買付価格が本公開買付けに係る買付け等の価格として妥当であると考えられることからすれば、それと同額である本株式併合において対象者株主に交付される対価も妥当であると認められる。

③ 本自己株式取得価格

- ・ 本株式併合の実施後、本自己株式取得が想定されているところ、本自己株式取得価格を1,321円とすることについて、(i)本自己株式取得が行われた場合のユニコムの税引後手取り額が、(ii)仮にユニコムが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額とほぼ同等となるように設定されている。
- ・ かかる条件設定によれば、ユニコムが実質的にも対象者の少数株主と同等の利益を本取引によって得る予定であり、ユニコムのみが対象者の少数株主と比べて相対的に大きい利益を本取引によって享受することにはならないことから、本自己株式取得における条件設定は少数株主との関係においても公正かつ妥当なものと認められる。
- ・ また、公開買付者によれば、本自己株式取得を行う理由に関して、ユニコムにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとのことであり、かかる目的には合理性が認められる。

④ 買付予定数の下限設定

- ・ 公開買付者によれば、本公開買付けにおける買付予定数の下限は、対象者株式を非公開化するための一連の手続として本株式併合の手続を実施するにあたり、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が所有する対象者の議決権数及びユニコムが所有する議決権数の合計が、対象者の議決権総数の3分の2超となるように設定したもののことである。
- ・ かかる買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の水準に達していないが、公開買付者によれば、石村氏等の持分比率が40%程度であり、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付け

に応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあることを踏まえ、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の買付予定数の下限の設定はしていないとのことである。

- ・ 「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の下限の設定は、少数株主の意向を可能な限り反映する観点で望ましい条件設定であるものの、上記公開買付者の説明によれば少数株主の利益を不当に害する意図までは認められないこと、本公開買付けにおける買付予定数の下限が「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の水準を大きく下回っている水準ではないことを踏まえると、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の水準の下限の設定がなされていないことをもって本公開買付けにおける買付予定数の下限が妥当性を欠く水準とまでは認められない。

⑤ 本公開買付契約の内容

対象者は、本公開買付けの実施にあたり公開買付者との間で本公開買付契約を締結する予定であり、本公開買付契約を締結することにより他の買収者による買収提案が行われるよう積極的に働きかけることはできないこととなるが、以下の点に鑑みれば、本公開買付契約の内容は妥当であると考えられる。

- ・ 本公開買付契約においていわゆるFiduciary Out 条項が規定され、一定の場合には対象者が賛同意見表明の変更又は撤回を行う余地が認められている（なお、本公開買付契約において、対象者がかかる賛同意見表明の変更又は撤回を行ったことにより損害賠償義務、違約金の支払義務その他名目の如何を問わず何らかの義務、負担又は条件を課される旨の定めは規定されていない。）こと
- ・ 本入札プロセスを実施し、既に積極的なマーケット・チェックを通じて幅広く対象者の企業価値向上に向けた提案を受ける機会を確保してきたことに鑑みると、本公開買付契約の締結後に対象者から積極的に対抗提案について勧誘や交渉等を行うことが制限されることによって他の買収者による買収提案の機会の減殺に繋がる可能性は限定的であると考えられること
- ・ 独立当事者間における真摯な交渉の結果合意された条件については、特段の事情がない限り一方当事者に特に有利な条件ではないと考えることが合理的であるところ、公開買付者及び対象者は独立当事者であり、一方当事者に特に有利な条件となるような交渉が行われた等の事情は伺われず、また、本特別委員会が独立性及び専門性に問題がないことを確認したリーガル・アドバイザーである三浦法律事務所からの法的助言を受けて合意に至った内容であることから、かかる内容が独立当事者間における真摯な交渉の結果合意された内容であると認められること

⑥ 本取引のスキームの妥当性

本取引では、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡、本公開買付け、本株式併合、公開買付者による優先株式による対象者への出資及び本減資等、本自己株式取得、本コマース 21 株式取得並びに本対象者株式取得が一連の取引として実行されること、以下の点を踏まえれば、かかるスキームには特段不合理な点は認められない。

- ・ 本 SHIFFON 株式譲渡は、SHIFFON の事業成長を更に加速するために、SHIFFON のマネジメントによる所有と経営の一致した機動的な意思決定が可能な経営体制を採ることを目的として行われるものであること、本 WCA 株式譲渡は WCA の事業価値を最大化するため、WCA が提供するデジタルマーケティング総合支援サービスと親和性の高いデジタルマーケティング事業を営み、よりシナジーが見込まれる株式会社エイチームに WCA の経営権を譲り渡すことを目的として行われるものであるところ、対象者によれば、非公開化の検討が進む中でも、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡について現に真摯な提案がなされ、既に買手候補者との間でも協議及び交渉が開始されていたことや、本 SHIFFON 株式譲渡及び本 WCA 株式譲渡はいずれも対象者の総合的な企業価値の向上に資するものであり、早期の実現が望ましいと考えていたため、非公開化に係る取引と並行して検討を継続することにしたとのことであり、本公開買付けに先立ち行われる両取引には少数株主を不当に害するような目的は認められない。
- ・ 本自己株式取得の実施に関しては、上記のとおり、ユニコムが本自己株式取得によって実質的にも

対象者の少数株主と同等の利益を本取引によって得る予定であり、ユニコムのみが対象者の少数株主と比べて相対的に大きい利益を本取引によって享受することにはならないことから、本自己株式取得における条件設定は少数株主との関係においても公正かつ妥当なものと認められること、ユニコムにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを考慮し、対象者の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができることを踏まえれば、少数株主にとって不合理なスキームではないと評価できる。

- ・ 本コマース 21 株式取得及び本対象者株式取得に関しても、上記のとおり JGIA がコマース 21 株式を、BASE が対象者株式を取得することで、JGIA 及びコマース 21、並びに BASE 及び対象者との間でそれぞれシナジーが生じることが見込まれていることを踏まえれば、コマース 21 及び対象者の最終的なオーナー選択に関しても一定の合理性が認められる。
- ・ 上記のとおり、本自己株式取得、本コマース 21 株式取得及び本対象者株式取得に関して合理性が認められることからすれば、その前提として行われる公開買付者による優先株式による対象者への出資及び本減資等についても必要性及び妥当性が認められる。

Ⅲ 本取引に係る交渉過程等の手続（最終候補先の選定プロセスを含む。）の公正性

以下の点より、本取引に至る交渉過程等の手続（最終候補先の選定プロセスを含む。）の公正性を認めるのが相当である。

① 入札手続の実施

- ・ 本取引では、対象者及びみずほ証券を通じて、12 社の候補先に対して本入札プロセスの初期的な打診を行い、本入札プロセスへの参加に関心を有した複数の候補先が本入札プロセスに参加しており、幅広く提案を受ける機会を確保することによる積極的なマーケット・チェックが実施されたと評価できる。
- ・ 本特別委員会は、本入札プロセスにおいて JGIA 及び BASE を最終候補先に選定するに当たり、最終候補先の選定プロセスの公正性・妥当性を検証し、また、重要な局面で本特別委員会の意見を述べ又は要請を行った。その上で、本特別委員会による最終候補先の選定プロセスへの関与も経て、本取引の目的、想定されるシナジー、本取引後の対象者の経営体制や従業員の処遇に対する考え方、提示された対象者株式 1 株当たり株式価値の評価額等を総合的に勘案した結果、JGIA 及び BASE が最終候補先として選定されており、本入札プロセスが適切に実施されたと評価できる。

② 対象者における独立した検討体制の構築等

- ・ 対象者は、最終候補先の選定プロセス及び本取引の検討並びに交渉を行うチームにおいて、公開買付者側のメンバー又は公開買付者と利害が一致している関係者を含めておらず、最終候補先の選定プロセス及び本取引に係る交渉過程等に公開買付者側からの不当な影響を受けていない。
- ・ また、石村氏は、石村氏等と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があるため、本取引に係る手続の公正性を担保する観点から、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していない。加えて、対象者の取締役である越後屋真弓氏は、従前ユニコム及びワンドにおける事務作業に関与しており、本取引に関しても石村氏等の立場において事務的なサポートをしている又は今後する可能性があることから、石村氏等の側の立場で本取引に関与していると判断されるおそれがあること、また、同じく対象者の取締役である中村渡氏は、石村氏から本取引に関する税務アドバイザーとしての業務の提供を依頼されたことを踏まえ、本取引に係る手続の公正性を担保する観点から、両取締役は本取引の意見表明に関する 2024 年 12 月 26 日開催予定の対象者取締役会の審議及び決議に参加しない予定である。

③ 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

- ・ 対象者は、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立したリーガル・アドバイ

ザーである三浦法律事務所から適時に必要な助言を受けて、最終候補先の選定プロセス及び本取引の検討及び交渉を進めている。

- ④ 対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得並びに本特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- ・ 対象者は、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立したみずほ証券をファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関として起用し、また、本特別委員会は、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者及び石村氏等から独立した EY を本特別委員会独自の第三者算定機関として追加で起用し、複数の専門性を有する独立した第三者算定機関からの対象者の株価算定結果を取得の上、当該算定結果に基づく助言を適時に受けながら、最終候補先の選定プロセス並びに本取引の検討及び交渉を進めている。
- ⑤ 対象者における独立した特別委員会の設置
- ・ 対象者は、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立した本特別委員会を設置した上で、最終候補先の選定プロセス及び本取引に係る交渉状況を適時に本特別委員会に報告し、本特別委員会からの指示や要請を勘案することにより、本特別委員会が、最終候補先の選定プロセス及び本取引の条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保している。
- ⑥ 少数株主に対する適切な判断機会の確保等
- ・ 対象者の少数株主に対しては、次のとおり、本取引に関する適切な判断機会を確保するための措置が講じられている。
 - ・ 本公開買付けに応募しなかった対象者の少数株主に対しても、本公開買付け成立後の本株式併合の手続において、本公開買付価格と同額の対価を保証するという形で強圧性を排除するための配慮がなされている。
 - ・ 本公開買付けの公開買付期間は、法令上の最短期間である 20 営業日としているものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の公開買付け開始までに 2 ヶ月以上を要することを見込んでいるため、対象者の株主の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと評価できる。
 - ・ 公開買付者は、対象者との間において、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているものと評価できる。

Ⅳ 上記Ⅰ乃至Ⅲを踏まえ、本取引を行うことについての決定（対象者取締役会による本公開買付けに関する意見表明を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか否か

上記Ⅰ乃至Ⅲを踏まえて慎重に検討した結果、本特別委員会としては、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断するに至った。そのため、対象者の取締役会が、本公開買付けの開始予定に係る公表の時点において、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当であり、本取引を行うことについての決定（対象者取締役会による本公開買付けに関する意見表明を含む。）は、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。

対象者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 2 月 17 日、公開買付者から、本取引の実行に必要な独占禁止法及び外為法に基づくクリアランスの取得が完了したこと、また、本 SHIFFON 株式譲渡を実行するにあたっては、対象者が譲渡する SHIFFON の株式の帳簿価額が対象者の総資産額の 5 分の 1 を超えるため、会社法第 467 条第 1 項第 2 号に基づき株主総会における特別決議が要件とされているところ、SHIFFON 株式譲渡承認総会が 2025 年 2 月 28 日に開催予定であり、当該承認を得られた

場合、本 SHIFFON 株式譲渡は 2025 年 3 月 1 日に完了する予定であることから、本 SHIFFON 株式譲渡が完了することその他の本前提条件が充足されていること（又は公開買付者により放棄されていること）を前提として、本公開買付けを 2025 年 3 月 4 日から開始したい旨の連絡を受けたとのことです。

その後、2025 年 2 月 28 日、本 SHIFFON 株式譲渡が SHIFFON 株式譲渡承認総会において承認され、2025 年 3 月 1 日に完了見込みとなったことを受け、対象者は、2025 年 2 月 28 日、本特別委員会に対して、2024 年 12 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問しました。本特別委員会は、対象者に対して、2024 年 12 月 26 日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024 年 12 月 26 日以降、2025 年 3 月 3 日までの事情を勘案しても、2024 年 12 月 26 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年 3 月 3 日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2024 年 12 月 26 日付答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない旨の 2025 年 3 月 3 日付答申書を提出したとのことです。

⑤ 対象者における独立したリーガル・アドバイザーからの助言の取得

対象者は、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定過程の公正性及び透明性を担保するため、JGIA、BASE 及び公開買付者、対象者並びに石村氏等から独立した法務アドバイザーとして、三浦法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けたとのことです。

なお、三浦法律事務所は、JGIA 及び BASE を含む本入札プロセスにおける候補者、対象者並びに石村氏等の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、三浦法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の法務アドバイザーとして選任されることを承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。三浦法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認

対象者は、三浦法律事務所から受けた法的助言、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び本株式価値算定書（みずほ証券）の内容並びに本特別委員会を通じて提出を受けた本株式価値算定書（EY）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された 2024 年 12 月 26 日付答申書において示された判断内容を最大限尊重しながら、本取引について、対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、かつ本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものであると判断し、2024 年 12 月 26 日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない取締役（監査等委員である者を含みます。）4 名の全員一致により、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者は、2024 年 12 月 26 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した本特別委員会に対して、2024 年 12 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

対象者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 2 月 17 日、公開買付者から、本取引の実行に必要な独占禁止法及び外為法に基づくクリアランスの取得が完了したこと、また、本 SHIFFON 株式譲渡を実行するにあたっては、対象者が譲渡する SHIFFON の株式の帳簿価額が対象者の総資産額の 5 分の 1 を超えるため、会社法第 467 条第 1 項第 2 号に基づき株主総会における特別決議が要件とされているところ、SHIFFON 株式譲渡承認総会が 2025 年 2 月 28 日に開催予定であり、当該承認を得られた場合、本 SHIFFON 株式譲渡は 2025 年 3 月 1 日に完了する予定であることから、本 SHIFFON 株式譲渡が完了することその他の本前提条件が充足されていること（又は公開買付者により放棄されていること）を前提として、本公開買付けを 2025 年 3 月 4 日から開始したい旨の連絡を受けたとのことです。

その後、2025 年 2 月 28 日、本 SHIFFON 株式譲渡が SHIFFON 株式譲渡承認総会において承認され、2025 年 3 月 1 日に完了見込みとなったことを受け、対象者は、2025 年 2 月 28 日、本特別委員会に対して、2024 年 12 月 26 日付答申書の意見に変更がないか否か検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。本特別委員会は、対象者に対して、2024 年 12 月 26 日以降、本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化が発生しているか否かに関する事実関係の確認等を行い、上記諮問事項について検討を行った結果、2024 年 12 月 26 日以降、2025 年 3 月 3 日までの事情を勘案しても、2024 年 12 月 26 日付答申書の内容を変更すべき事情は見当たらないことを確認し、2025 年 3 月 3 日、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、2024 年 12 月 26 日付答申書において表明した本特別委員会の意見に変更はない旨の 2025 年 3 月 3 日付答申書を提出したとのことです。

その上で、対象者は、本特別委員会から提出された 2025 年 3 月 3 日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討・協議を行った結果、2025 年 3 月 3 日現在においても、2024 年 12 月 26 日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断し、2025 年 3 月 3 日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含みます。）4 名の全員一致により、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

なお、石村氏は、本応募・不応募契約の締結により、石村氏等と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があるため、本取引に係る手續の公正性を担保する観点から、対象者取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には一切参加しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉にも一切参加していないとのことです。加えて、越後屋真弓氏は、従前ユニコム及びワンドにおける事務作業に関与しており、本取引に関しても石村氏等の立場において事務的なサポートをしている又は今後する可能性があることから、石村氏等の側の立場で本取引に関与していると判断されるおそれがあるため、本取引に係る手續の公正性を担保する観点から、2024 年 12 月 26 日開催の対象者取締役会及び 2025 年 3 月 3 日開催の対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。また、中村渡氏は、上記「② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の入手」の「(i) 設置等の経緯」に記載のとおり、本特別委員会の委員として選任された後、石村氏から本取引に関する税務アドバイザーとしての業務の提供を依頼されたことを踏まえ、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保するため、2024 年 12 月 26 日開催の対象者取締役会及び 2025 年 3 月 3 日開催の対象者取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けに関しては、本公開買付期間を 20 営業日としているものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の公開買付け開始までに 2 ヶ月以上が経過しているため、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募についての適切な判断機会及び公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は確保されているものと考えています。また、公開買付者は、対象者との間において、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。公開買付者は、このように、上記の本公開買付けの開始までの期間と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保

されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しています。

さらに、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は本入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、他の複数の候補先との比較を通じて JGIA 及び BASE が最終候補先として選定された経緯があるとのことです。したがって、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会は既に十分に設けられていたと考えているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社化するための本取引の一環として本公開買付けを実施するため、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）の取得を目的とした本株式併合を実施することを予定しております。

本公開買付けの成立後及び決済の完了後速やかに、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本日現在、未定ですが、2025 年 5 月下旬頃の開催予定です。なお、公開買付者及びユニコムは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第 235 条及び第 234 条第 2 項乃至第 5 項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主の皆様（但し、公開買付者、ユニコム及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付けに当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は本日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び不応募対象株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者、ユニコム及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に 1 株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、ユニコム及び対象者を除きます。）は、対象者に対して自己の所有する株式のうち 1 株に満たない端数となるものの、全部を公正な価格で買い取ることができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、ユニコム及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は 1

株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、ユニコム及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

上記手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、ユニコム及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、上記の各手続により、2025 年 6 月以降に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に関しては、本定時株主総会前に本株式併合を完了させた上で、対象者に対し、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更等の手続を行うことを要請し、本定時株主総会にて議決権を行使することのできる株主を、公開買付者及びユニコムのみとする予定です。そのため、対象者の 2025 年 3 月 31 日付の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

（５）上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、本株式併合が実行された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式の上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本公開買付契約

公開買付者は、上記「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、2024 年 12 月 26 日付で、対象者との間で、本公開買付契約を締結しております。

本公開買付契約の概要は、以下のとおりです。

（ア）公開買付者及び対象者は、本公開買付契約の規定に従い、本 SHIFFON 株式譲渡、本 WCA 株式譲渡及び本取引を実施することを確認し、相互に本取引に必要な協力を行う。

（イ）対象者は、本 SHIFFON 株式譲渡契約に定めるところに従い、2025 年 3 月 1 日に、対象者の保有する SHIFFON の株式を株式会社 SFN に譲渡する。対象者は、SHIFFON 株式譲渡承認総会を招集するために、①2024 年 12 月 27 日に SHIFFON 株式譲渡承認総会に関する基準日を設定するための公告を行い、②SHIFFON 株式譲渡承認総会の株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取り、また招集通知を発送した上で、③2025 年 2 月 28 日に SHIFFON 株式譲渡承認総会を開催する。

- (ウ) 対象者は、本 WCA 株式譲渡契約に定めるところに従い、2024 年 12 月 26 日に対象者の保有する WCA の株式を株式会社エイチームに譲渡する。
- (エ) 公開買付者は、本前提条件が全て充足又は放棄されていることを条件として、2025 年 3 月 4 日に、本公開買付けを開始する。但し、公開買付者は、対象者と協議の上、法令等により許容される範囲内で、その裁量により（但し、下限に係る条件は対象者との合意に基づき）、本公開買付けの条件を変更し又は本公開買付けを撤回することができる。
- (オ) 対象者は、本公開買付契約の締結日に、本公開買付契約の締結に先立ち、対象者の取締役会において、全会一致（但し決議につき特別な利害関係を有し又は利益相反のおそれのある取締役を除く。）で、本賛同予定決議が実施されたことを確認する。また、対象者は、本公開買付けが実施される場合には、本公開買付けが開始される時点で改めて本賛同決議を行うものとする。
- (カ) 対象者は、本公開買付契約の締結及び本賛同決議等後速やかに、それぞれ、本賛同予定決議及び本賛同決議の内容を法令等に従い公表した上で、本公開買付けの期間の末日までの間、本賛同決議等を維持し、これを撤回又は変更しないものとする。
- (キ) 対象者は、以下の事由が全て充足されていることを、条件として、上記（オ）及び（カ）の義務を履行するものとする。なお、対象者はその任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して上記（オ）及び（カ）の義務を履行することができる。
- ・ 本特別委員会において、対象者取締役会が本賛同決議等を行うことについて、肯定的な内容の答申が適法かつ有効に行われ、かつ、かかる答申が撤回又は変更されていないこと
 - ・ 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと
 - ・ 公開買付者による独占禁止法及び外為法に基づくクリアランスの取得が完了していること又は本公開買付期間の末日の前日までに独占禁止法及び外為法上の待機期間が満了しているなど、当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれること
 - ・ 本公開買付契約に定める各賛同決議等の時点において公開買付者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること
 - ・ 本公開買付契約に定める公開買付者による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること
- (ク) 対象者は、(i) (a) 本公開買付契約の締結日以降、本公開買付けの決済開始日までの間、いかなる第三者に対しても、対象者株式を対象とする公開買付けの実施その他の本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、若しくは本取引の実行を困難にし、又はそれらの具体的なおそれのある取引（以下「競合取引」といいます。）に関する提案、勧誘を積極的に行わず、(b) 本公開買付けの決済開始日以降、本取引が完了するまでの間、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても競合取引に関する提案、勧誘、情報提供（対象者グループに関する情報を提供することを含むがこれに限られない。）又は協議をせず、競合取引に係る合意を一切行わず、また、(ii) 本公開買付契約の締結日以降、本取引が完了するまでの間、公開買付者以外の者から競合取引の提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、速やかに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案の内容を通知し、公開買付者との間で対応につき誠実に協議するものとする。
- (ケ) 上記（カ）及び（ク）にかかわらず、対象者は、本公開買付け期間中に、対象者による上記（ク）の違反によらずに対抗提案者が対象者株式に対する公開買付けを開始した場合（但し、買付予定数の上限を定めない現金を対価とする公開買付けに限る。）には、その対応につき公開買付者と誠実に協議するものとし、かかる協議にもかかわらず、本賛同決議等を撤回又は変更しないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となるおそれが高いと対象者の取締役会が合理的に判断した場合かつ本特別委員会から本賛同決議等を撤回若しくは変更することが適当である旨の助言若しくは答申を受けた場合には、本賛同決議等を撤回又は変更することができる。
- (コ) 対象者は、以下に定める事項その他本公開買付けを成立させるために公開買付者が合理的に要請する事項について、合理的な範囲で必要な協力を行う。但し、本公開買付契約に定めるところに従い、本賛同決議等が撤回又は変更された場合はこの限りではない。

- ・ 本公開買付けの開始後速やかに、本公開買付けを案内する旨の公開買付者及び対象者の連名による書面を対象者の株主宛てに送付することについて、合理的に必要な協力を行うこと。
 - ・ 対象者は、本公開買付けの開始日において、対象者に係る未公表の重要事実等が存在する場合には、当該事実について令の定めに従い公表を行い、又は当該事実の検討を適式に中止すること等により、対象者に係る未公表の重要事実等が存在しなくなるようにすることを誠実に検討し、実務上可能な範囲で適切な対応を行う。
- (サ) 公開買付者は、本前提条件がすべて充足されていること（又は放棄されていること）を条件として、本公開買付けを開始する。
- (シ) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、以下に定めるところに従い、本株式併合を実施するものとする。また、公開買付者及び対象者は、本株式併合が、実務上可能な限り速やかに完了するように相互に協力するものとする。
- ・ 対象者は、本公開買付期間中に、本公開買付けの決済日の2日後の日を基準日（2025年4月10日を予定）として基準日設定公告を行い、本臨時株主総会を開催するものとし、本臨時株主総会の開催に必要な一切の手續を履践する。
 - ・ 公開買付者は、本臨時株主総会において自己の保有する対象者株式につき賛成の議決権を行使する。
- (ス) 本公開買付契約の他の規定にかかわらず、公開買付者及び対象者は、本株式併合完了までのいずれかの時点において、本公開買付け後に公開買付者が保有することとなる対象者株式の数と同数以上の数の対象者株式を保有する第三者が存在し又は存在することが合理的に見込まれる場合、ユニコムが保有する対象者株式の全部又は一部を対象者が取得する方法及び時期、本株式併合の実施主体、内容の変更等、法令等上可能な範囲で、本取引の目的で企図されていた取引と実質的に同等の効果を達成するために必要な手續に関し、公開買付者及び対象者間で誠実に協議し、合意するものとし、かかる合意に従い必要となる一切の行為を行うものとする。
- (セ) 対象者は、本株式併合の効力発生後、有価証券報告書提出義務免除申請を行い、当該申請が承認されたのち、速やかに、対象者を種類株式発行会社とする定款変更を行い、公開買付者に対して対象者の優先株式を発行し、公開買付者から2,379,121,000円の出資を受け（以下「本増資」といいます。）、それと同時に、本減資等を行う。
- (ソ) 本減資等の効力発生日において（但し、本減資等の効力発生後に）、対象者は、ユニコムより、不応募対象株式の全てを1株当たり金1,321円（但し、本株式併合の併合比率を踏まえて合理的に調整されるものとする。）で取得する。
- (タ) 対象者は、本減資等の効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、以下の各号に定める議案を上程する。公開買付者は、当該株主総会において、各議案について賛成の議決権を行使する。
- ①本増資に係る議案（対象者を種類株式発行会社とするための定款変更を含む。）
 - ②本減資等に係る議案③本減資等の効力発生を条件として、本自己株式取得を実施することに係る議案
- (チ) その他、本公開買付契約においては、本取引の実施に係る事項、公開買付者及び対象者による表明保証事項（注23）、並びに上記のほか本取引完了までの対象者の一定の義務（注24）が定められている。
- (注23) 本公開買付契約においては、対象者は、大要①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、③本公開買付契約の強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本公開買付契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、⑥発行可能株式総数及び発行済株式等の数及びそれらの有効性、⑦有価証券報告書等の正確性、⑧資産、経営又は財務状態の重要な変更の不存在、⑨倒産申立原因等の不存在、⑩反社会的勢力との関係の不存在、⑪インサイダー情報の不存在、並びに⑫開示情報の正確性について表明及び保証を行っております。なお、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、③本公開買付契約の強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触

の不存在、⑤本公開買付契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、⑥倒産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、⑧本公開買付けの決済のために必要な資金の十分性について表明及び保証を行っております。

(注2 4) 本公開買付契約においては、対象者は大要、①本公開買付契約締結日から本自己株式取得が完了するまでの間、公開買付者の事前の承諾（但し、公開買付者はかかる同意を不合理に留保、遅滞又は拒絶してはならない）がある場合又は本公開買付契約で企図されている行為を除き、従前の実務に従った通常の業務の範囲内で業務を行い、法令等を遵守し、本公開買付けの撤回事由に該当する行為及び対象者の企業価値及び株式価値に重大な悪影響を及ぼす行為を行わず又は行わせず、公開買付者の事前の承諾（但し、公開買付者は、かかる同意を不合理に留保、遅滞又は拒絶してはならない）なく（ア）定款の変更、（イ）株式等の発行若しくは処分又はこれらに関する契約等の締結、（ウ）合併、株式交換、株式移転、事業の全部若しくは重要な一部を承継させる会社分割、株式交付、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又はこれらに関する契約等の締結、（エ）第三者との資本提携又は業務提携、（オ）子会社又は関連会社の設立、買収又は売却（他社の株式等についての買収又は売却の提案並びに交渉行為を含む。）、（カ）資本金又は資本準備金の額の増加又は減少、（キ）剰余金の配当又は自己株式の取得若しくは株主に対する有償減資、（ク）株式の分割又は併合、（ケ）借入れ、社債の発行、子会社以外の第三者の債務保証又は債務引受、リース契約の締結、その他通常の業務の範囲外の債務負担行為、（コ）労働条件又は人事制度の重要な変更（従前の実務に従った通常の業務の範囲内で実施される定期的な労働条件の変更を除く。）、（サ）解散又は倒産手続の申立てを行わず又は行わせないこと、②公開買付者に対する対象者並びに対象者の子会社の情報の提供、③本公開買付けの成立及び決済の完了を条件とした公開買付者及びBASE から対象者へのオブザーバーの派遣への協力、④本関連契約の締結若しくは履行、又は本取引の実行に起因又は関連して、相手方からの承諾又は同意の取得が必要となる契約等について、当該契約等の相手方から当該承諾又は同意を取得するよう商業上合理的な範囲で努力し、相手方への事前の通知が必要になる契約等について、当該契約等の定めに従って、本公開買付けの決済開始日の前日までに、適宜な通知を行うように実務上可能な範囲で努力すること、⑤公開買付者による資金調達への協力、⑥対象者がコマース 21 へ提供している便益の継続に必要な措置、⑦表明保証違反又は義務違反を認識した場合の通知義務、並びに⑧秘密保持についての義務を負っております。

② 本応募・不応募契約

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2024 年 12 月 26 日付で、応募合意株主との間で、本応募・不応募契約を締結しており、応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する旨の合意を、ユニコムが所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募しない旨の合意をしております。

本応募・不応募契約の概要は、以下のとおりです。

(ア) 公開買付者は、本前提条件が全て充足された日（又は公開買付者の裁量により放棄された日）以降実務上合理的に可能な限り速やかに、本公開買付けを開始するものとし、応募合意株主は、本公開買付けが開始された場合、速やかに（遅くとも 5 営業日以内に）、応募対象株式について、本公開買付けに応募（以下「本応募」といいます。）するものとし、かつ、本応募後、本応募を撤回せず、本応募により成立する応募対象株式の買付け等に係る契約を解除しないものとする。

(イ) 応募合意株主による上記（ア）の義務の履行は、以下の条件の全てが充足されることを条件とする。但し、応募合意株主は、その裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄することができる。この場合、かかる事項の放棄によっても、かかる事項が充足したとみなされるものではなく、かつ、応募合意株主による補償の請求が妨げられるものではない。

- ・ 本公開買付けの開始日までに公開買付者が遵守し又は履行すべき本応募・不応募契約上の義務が重要な点において履行又は遵守されていること。
- ・ 本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと。

- ・ 公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること。
 - ・ 本公開買付けの開始日の前営業日までに、対象者の取締役会が本賛同決議を行い、かかる意見が法令等に従って公表されており、かつ、本公開買付けの開始日において、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと。
 - ・ 本公開買付けの開始日の前営業日までに、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な答申が適法かつ有効になされ、これが対象者のプレスリリースにおいて公表されており、かつ、本公開買付けの開始日において、かかる答申が撤回又は変更されていないこと。
 - ・ 本公開買付け及び本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと。
 - ・ 独占禁止法及び外為法に基づくクリアランスの取得が完了していること又は本公開買付け期間の末日の前日までに独占禁止法及び外為法上の待機期間が満了しているなど、当該クリアランスの取得が完了していると合理的に見込まれること
- (ウ) ユニコムは、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、不応募対象株式につき、本公開買付けに応募しないものとする。
- (エ) 応募合意株主及びユニコムは、本応募・不応募契約の締結日以降、本対象株式の譲渡（応募合意株主については本公開買付けへの応募を除く。）、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知する。
- (オ) 石村氏は、本応募・不応募契約の締結日以降、本応募・不応募契約及び本公開買付け契約に明示的に定める事項並びに公開買付者が事前に書面により同意した事項を除き、対象者の取締役として、対象者グループをして、対象者グループにおいて本応募・不応募契約締結日以前に行われていたのと実質的に同一かつ通常の業務の範囲において、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
- (カ) 応募合意株主及びユニコムは、本公開買付けの決済開始日に応募対象株式に係る決済が完了した後実務上可能な限り速やかに（但し遅くとも本株式併合の効力発生日までに）、ユニコムが借入金の担保として差し入れた株式について、被担保債権の弁済その他の方法により、当該担保権を解除し、担保権の解除を示す書面を買付者に交付するものとする。
- (キ) 応募合意株主及びユニコムは、本応募・不応募契約の規定に従い各本対象株式を保有しなくなる日以前の日（応募合意株主については本公開買付けの決済開始日をいい、ユニコムについては本自己株式取得の取得日をいう。）を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における本対象株式に係る議決権その他一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i) 公開買付者の指示に従って行うか、又は、(ii) 公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない（本SHIFFON株式譲渡の承認に係る株主総会及び本株式併合の承認に係る株主総会に際して、直接又は公開買付者への委任を通じて賛成の議決権を行使することを含むがこれらに限られない。）。
- (ク) 応募合意株主及びユニコムは、自ら及び対象者をして、公開買付者による本取引及びこれに付随又は関連する取引並びにこれらに関連する公租公課及び諸経費の支払等に係る資金調達を目的とする金融機関からの借入れに係る契約及び本関連契約を締結し又は履行するために必要となる事項について、公開買付者の要請に応じて、商業上合理的な範囲で最大限の協力を行い又は行わせる。
- (ケ) 公開買付者並びに石村氏及びユニコムは、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、本株式併合を実施することに合意し、自ら又は対象者をして必要な手続を履践させるものとする。本株式併合においては、本株式併合の効力発生の直前時点で対象

者の株主が保有する対象者の普通株式1株につき本公開買付価格と同額の金銭が交付されるよう併合比率を定めるものとする。

- (コ) 公開買付者並びに石村氏及びユニコムは、本株式併合の効力発生後実務上可能な限り速やかに、対象者がユニコムから不応募対象株式を1株当たり金1,321円（但し、本株式併合の併合比率を踏まえて合理的に調整されるものとする。）で取得することに合意し、自ら又は対象者をして、当該自己株式の取得に必要な手続（当該自己株式取得に必要な資金の調達及び分配可能額の創出に必要な対象者による公開買付者に対する種類株式の発行、減資及び減準備金を含むがこれらに限られない。）を実行させ、ユニコムは対象者に対して不応募対象株式を売却するものとする（以下本自己株式取得の実行日を「本自己株式取得日」といいます。）。
- (サ) 石村氏は、本応募・不応募契約締結日以降、対象者の取締役を退任した日（但し、本自己株式取得日前に石村氏が対象者の取締役を退任した場合には、本自己株式取得日。以下本条において同じ。）から2年が経過するまでの間、直接又は間接に、対象者グループが営む事業と競合する事業を行わず、第三者をして行わせてはならず、また、対象者グループ以外の当該事業を行う会社に対し、出資その他の資金提供又は事業協力を行わない。
- (シ) 石村氏は、本応募・不応募契約の締結日以降、対象者の取締役を退任した日から2年が経過するまでの間、直接又は間接に、対象者グループの役職員を勧誘せず、対象者グループからの退職を勧奨せず、他の会社等の役職員への就任、就職等を勧奨若しくは斡旋せず、これらと同等の働きかけを行わず、第三者をしてこれらを行わせてはならない。
- (ス) 石村氏は、本応募・不応募契約の締結日以降、石村氏の対象者の代表取締役又は取締役退任以降も対象者グループの経営及び事業運営等に支障が生じないよう、公開買付者又はBASEとの間で、石村氏から公開買付者及びBASE又はその役職員に対する対象者グループの経営及び事業運営等に係る引継ぎの詳細、期間及び条件等について誠実に協議するものとし、かかる協議により合意するところに従い、かかる引継ぎを行うものとする。
- (セ) その他、本応募・不応募契約においては、応募合意株主及びユニコムによる表明保証事項（注25）、公開買付者による表明保証事項（注26）、並びに上記のほか本取引完了までの応募合意株主及びユニコム並びに公開買付者の秘密保持義務が定められている。また、本応募・不応募契約においては、応募合意株主及びユニコム並びに公開買付者の表明保証の重大な違反が存在する場合や本応募・不応募契約に規定される応募合意株主及びユニコム並びに公開買付者の重大な義務の違反が存在する場合が解除事由として定められている。

(注25) 本応募・不応募契約においては、応募合意株主及びユニコムは、(A) 応募合意株主及びユニコムについて①ワンド及びユニコムについて設立及び存続の有効性、本応募・不応募契約の締結に必要な権限及び権能、②石村氏についての権利能力、本応募・不応募契約の締結に必要な権利能力、③本応募・不応募契約の強制執行可能性、④本応募・不応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、⑤本応募・不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑥倒産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、⑧各本対象株式に対する権利（単独、適法かつ有効に所有し株主名簿上の実質上の唯一の株主であり、本応募・不応募契約以外には、①2023年1月31日付の保証変更契約書に基づき、ユニコムが株式会社横浜銀行に対する借入金の担保として、本対象株式のうち260,000株を差し入れていること及び②2023年9月15日付の有価証券担保契約証書に基づき、ユニコムが株式会社三井住友銀行に対する借入金の担保として、本対象株式のうち600,000株を差し入れていることを除き、本対象株式の譲渡その他の処分、保有又はその議決権その他の権利の行使に関する契約等、訴訟等又はクレーム等がないこと）、(B) 対象者グループ（SHIFFON及びWCAを除きます。）について①設立及び存続の有効性、本応募・不応募契約の締結に必要な権限及び権能、②発行可能株式総数及び発行済株式の数及びそれらの有効性、③対象者の子会社及び関連会社（持分法適用会社に限る。）の範囲並びに対象者による子会社の株式の適法かつ有効な保有、④公開情報の正確性、⑤通常の業務の範囲における業務執行、資産、経営、財務状態の重要な変更及び簿外債務の不存在、⑥本SHIFFON株式譲

渡及び本 WCA 株式譲渡における対象者の補償義務の不存在、⑦法令等の遵守及び許認可等の取得の適法性、⑧公租公課の納付の適法性及び未払いの公租公課の不存在、⑨人事労務に関する事項（未払賃金債務、監督機関による指導等の不存在、及び労働関連の法令等に基づく手続きの履践）、⑩訴訟等及び重要なクレーム等の不存在、⑪倒産申立原因等の不存在、⑫反社会的勢力との関係の不存在、⑬インサイダー情報の不存在、並びに⑭開示情報の正確性について表明及び保証を行っております。

（注 2 6） 本応募・不応募契約においては、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②本応募・不応募契約の締結に必要な権限及び権能、③本応募・不応募契約の強制執行可能性、④本応募・不応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、⑤本応募・不応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑥本取引等に必要な資金調達、⑦倒産申立原因等の不存在、並びに⑧反社会的勢力との取引の不存在に関する事項について表明及び保証を行っております。

③ 本株式譲渡契約

公開買付者は、上記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、2024 年 12 月 26 日付で、BASE との間で、本株式譲渡契約を締結しております。

本株式譲渡契約の概要は、以下のとおりです。

- （ア）公開買付者及び BASE は、本株式譲渡契約の規定に従い、本対象者株式取得が本取引の一環として行われることを確認し、本取引の実行のために合理的に必要な範囲内で相互に本取引に必要な協力を行う。
- （イ）公開買付者は、本株式譲渡契約の規定に従い、本コマース 21 株式取得の効力発生日の翌営業日（以下「本株式譲渡契約クロージング日」といいます。）において、本株式の全てを BASE に対して譲り渡し、BASE は、本株式譲渡契約の規定に従い、公開買付者より本株式を譲り受ける。
- （ウ）本株式に係る譲渡価額（以下「本譲渡価額」といいます。）は合計で 3,326,332,015 円とする。
- （エ）公開買付者及び BASE は、本譲渡価額は、公開買付者が本公開買付けにおける公開買付価格算定の基礎とした対象者の株式価値から、公開買付者が本公開買付けにおける公開買付価格算定の基礎とした本コマース 21 株式の株式価値を控除した価格を基準に合意されたものであることを相互に確認する。
- （オ）公開買付者は、本株式譲渡契約クロージング日において、BASE に対し、本応募・不応募契約に基づき、対象者に係る表明保証違反が存在したことに關して、公開買付者が応募合意株主及びユニコムに対して本株式譲渡契約クロージング日時点で保有し及び将来取得する債権（公開買付者が本株式譲渡契約クロージング日以前に応募合意株主及びユニコムに対して取得した債権を行使して受領した金銭その他の利益を含む。）のうち、コマース 21 以外の対象者グループが被った損害等に係る部分（コマース 21 以外の対象者グループに関する表明保証の違反に基づく補償請求権を含む。以下本項において同じ。）を BASE に譲渡する（以下「本債権譲渡」といいます。）。なお、本債権譲渡の対価は本譲渡価額に含まれるものとする。なお、公開買付者は、本応募・不応募契約に基づき、対象者に係る表明保証違反が存在したことに關して、公開買付者が応募合意株主及びユニコムに対して取得する債権のうち、コマース 21 以外の対象者グループが被った損害等に係る部分を本株式譲渡契約クロージング日以前に行使する場合、事前に BASE の書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）による承諾（但し、当該承諾は不合理に留保、遅滞又は拒絶されないものとする。）を得る。
- （カ）本応募・不応募契約に基づき、応募合意株主及びユニコムの対象者に係る表明保証違反に起因又は関連して公開買付者、BASE 及び対象者グループが被った損害等（以下「按分対象損害等」といいます。）について、本応募・不応募契約に定める応募合意株主及びユニコムの補償等の責任の上限が存在すること（以下、かかる上限の金額を「本上限額」といいます。）によって応募合意株主及びユニコムからその全部又は一部についての補償等を受けることができなかった場合（本上限以外の、本応募・不応募契約上の応募合意株主及びユニコムに対する補償等の請求の要件を全て充足するものに限る。）、公開買付者と BASE の間においては、本応募・不応募契約に基づき公開買

付者及び BASE がかかる按分対象損害等について応募合意株主及びユニコムから補償等を受ける金額は以下の各号に定めるとおり決定するものとし、公開買付者及び BASE は、本自己株式取得日から 13 ヶ月後に（但し、当該時点で補償請求権の存否に争いがある応募合意株主及びユニコムに対する補償等の請求が係属している場合には、当該請求が終局的に解決された後実務上合理的に可能な限り速やかに）、以下の各号に従って精算を行う。公開買付者及び BASE は、かかる精算の要否確認及び実施のため、本応募・不応募契約に基づき本株主に対して補償等の請求（本応募・不応募契約の適用を受けるものに限る。）を行った場合、速やかにその旨及び当該請求の内容を相手方に連絡するとともに、当該請求に起因又は関連して応募合意株主及びユニコムから金銭その他の利益を受領した場合にも、速やかにその旨及び受領した金額（金銭以外の利益の場合にはその内容）を相手方に連絡する。

- ・ 公開買付者及びコマース 21 が被った按分対象損害等の額が本上限額に 80%を乗じて得られる金額を上回り、かつ、BASE 及びコマース 21 以外の対象者グループが被った按分対象損害等の額が本上限額に 20%を乗じて得られる金額を上回る場合：公開買付者は、本上限額に 80%を乗じて得られる金額の補償等を受け、BASE は、本上限額に 20%を乗じて得られる金額の補償等を受ける。
 - ・ 公開買付者及びコマース 21 が被った按分対象損害等の額が本上限額に 80%を乗じて得られる金額を上回るが、BASE 及びコマース 21 以外の対象者グループが被った按分対象損害等の額は本上限額に 20%を乗じて得られる金額以下の場合：BASE は、BASE 及びコマース 21 以外の対象者グループが被った按分対象損害等の全部について補償等を受け、公開買付者は、本上限額から BASE が補償等を受ける金額を差し引いた金額の補償等を受ける。
 - ・ 公開買付者及びコマース 21 が被った按分対象損害等は本上限額に 80%を乗じて得られる金額以下であるが、BASE 及びコマース 21 以外の対象者グループが被った按分対象損害等は本上限額に 20%を乗じて得られる金額を上回る場合：公開買付者は、公開買付者及びコマース 21 が被った按分対象損害等の全部について補償等を受け、BASE は、本上限額から公開買付者が補償等を受ける金額を差し引いた金額の補償等を受ける。
- (キ) BASE は、公開買付者に対し、本公開買付けの成立を条件に、本公開買付けの成立後速やかに（遅くとも本公開買付けの決済開始日の 2 営業日前までに）、本譲渡価額全額を前払いする（以下「本前払金」といいます。）。
- (ク) 公開買付者及び BASE は、本前払金が解約手付及び違約手付としての意味を有さず、BASE が本前払金の返還を放棄することによって本株式譲渡契約を解除又は解約することはできないこと、また、公開買付者が BASE に対して本前払金の倍額を支払うことによって、本株式譲渡契約を解除又は解約することはできないことを相互に確認する。
- (ケ) 公開買付者は、本株式譲渡契約の規定に従い本株式譲渡契約が解除され又は終了した場合、本取引の実行に関して必要となる資金調達に係る金融機関との契約に違反しない限り、速やかに、BASE が支払った本前払金の全額を BASE に返還する。
- (コ) 公開買付者は、本株式譲渡契約の規定に従い、本株式譲渡契約クロージング日において、BASE に対して、本株式を譲渡し、本株式の全てを表章する株券（以下「本株券」といいます。）及び応募合意株主及びユニコムに対する本債権譲渡に係る通知書（確定日付のある証書による。以下「本債権譲渡通知書」といいます。）の写しを交付する。
- (サ) BASE は、本株式譲渡契約の規定に従い、本株式譲渡契約クロージング日において、公開買付者から、本株式を譲り受け、本株券及び本債権譲渡通知書の写しを受領する。
- (シ) 公開買付者は、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、上記（コ）の義務を履行する。なお、公開買付者は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して上記（コ）の義務を履行することができる。但し、かかる条件の全部又は一部の放棄によっても、公開買付者による BASE に対する補償の請求が妨げられるものではない。
- ・ 本株式併合の効力が適法かつ有効に発生していること。
 - ・ 本コマース 21 株式取得が適法かつ有効に完了していること。

- ・ 本対象者株式取得の実行を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされていないこと。
- (ス) BASE は、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、上記(サ)に定める義務を履行する。なお、BASE は、その任意の裁量により、かかる条件の全部又は一部を放棄して上記(サ)に定める義務を履行することができる。但し、かかる条件の全部又は一部の放棄によっても、BASE による公開買付者に対する補償の請求が妨げられるものではない。
- ・ 本株式併合の効力が適法かつ有効に発生していること。
 - ・ 本コマース 21 株式取得が適法かつ有効に完了していること。
 - ・ 本対象者株式取得の実行を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされていないこと。
 - ・ 本株式及びこれを構成する株主権に対する担保権、売買の予約、譲渡禁止その他一切の法的な負担及び制約等の不存在（本取引の実行に関して必要となる資金調達に係る金融機関に対して設定されており本対象者株式取得の実行により解除される担保権、及び対象者の定款に基づく譲渡制限等を除くが、当該担保権が本対象者株式取得実行に伴って消滅することが合理的に見込まれていることを要する。）。
 - ・ 本取引の実行に関して必要となる資金調達に係る金融機関のために提供されている対象者の保証が、本対象者株式取得実行に伴って消滅することが合理的に見込まれていること。
- (セ) その他、本株式譲渡契約においては、公開買付者及び BASE による表明保証事項（注 27）、並びに上記以外の公開買付者及び BASE の一定の義務（注 28）が定められている。
- (注 2 7) 本株式譲渡契約においては、公開買付者は、大要①設立及び存続の有効性、②本株式譲渡契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、③本株式譲渡契約の強制執行可能性、④本株式譲渡契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本公開買付契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、⑥倒産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、⑧(i)本株式譲渡契約クロージング日において、公開買付者が本株式を適法かつ有効に所有しており、本株式につき、実質的かつ株主名簿上の株主であること、(ii)本株式譲渡契約クロージング日において、本株式には、本取引の実行に関して必要となる資金調達に係る金融機関に対して設定されており、本株式譲渡の実行により解除される担保権、及び対象者の定款に基づく譲渡制限を除き、譲渡担保権、質権等の担保権、売買の予約譲渡禁止その他一切の法的な負担及び制約は存在しないこと、及び(iii)本株式譲渡契約クロージング日において、本株券は本株式を適法かつ有効に表章する株券であること、並びに⑨開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。なお、BASE は、①設立及び存続の有効性、②本株式譲渡契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、③本株式譲渡契約の強制執行可能性、④本株式譲渡契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤本株式譲渡契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、⑥倒産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧開示書類の正確性について表明及び保証を行っております。
- (注 2 8) 本株式譲渡契約においては、公開買付者は大要、①前提条件が充足された場合の本公開買付けの開始、並びに本公開買付けの条件変更についての BASE の書面による事前承諾の取得、②本応募・不応募契約若しくは本公開買付契約の解除又は内容変更を行う場合の、BASE の書面による事前承諾の取得、③本株式併合、本自己株式取得及び本コマース 21 株式取得に必要な手続、④本公開買付けの決済開始日から本株式譲渡契約クロージング日までの間、本公開買付契約に基づき及び対象者の株主として合理的に可能な範囲で、コマース 21 以外の対象者グループの事業運営及び財産管理等を本公開買付けの決済開始日前と実質的に同一の態様かつ通常の業務の範囲内で行わせ、また、剰余金の配当、自己株式の取得その他形式の如何を問わず対象者の株主に実質的に利益を還元する一切の行為を行わせないこと、⑤本公開買付けの決済開始日から本株式譲渡契約クロージング日までの間において、法令等並びに公開買付者及び対象者グループが第三者と締結している契約等上許容され、かつ、本公開買付契約に基づき及び対象者の株主として合理的に可能な範囲で、コマース 21 以外の対象者グループをして、BASE が要請する事項を行わせる又は行わせないこと、⑥BASE は、本株式譲渡契約締結日以降、本株式譲渡契約クロージング日までの間において応募合意株主及びユニコムが本

応募・不応募契約上の義務に違反し又は違反することが合理的に見込まれ、当該違反に起因又は関連して、公開買付者又は対象者グループ（コマース 21 を除く。）が損害等を被った又は被ることが合理的に見込まれる場合、公開買付者に対し、かかる損害等を回避又は軽減するために本応募・不応募契約に定める義務の履行請求その他の事項を行うよう要請を行うことができ、かかる要請を受けた公開買付者は、BASE が要請する事項を本応募・不応募契約に基づき合理的に可能な範囲で実施する（公開買付者が当該実施のために負担する合理的な費用については、BASE が全額負担するものとする。）こと、⑦対象者がコマース 21 へ提供している便益の継続に必要な措置についての義務を負っております。本公開買付契約においては、BASE は大要、①本取引と実質的に抵触し又は本取引の実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わず、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知すること、②本取引に必要な資金調達への協力、③本株式譲渡契約クロージング日以降 7 年間、公開買付者が本株式譲渡契約クロージング日まで対象者を連結することにより公開買付者の税務、監査、訴訟その他の手続において合理的に必要な範囲における必要な情報の提供についての義務を負っております。

（７）その他

上記「（１）本公開買付の概要」の「VIII. 本対象者株式取得」に記載のとおり、公開買付者は、本株式併合の成立後、本対象者株式取得により BASE に対して対象者株式を譲渡することを予定していますが、①BASE の概要、②公開買付者との関係、③譲受けの目的、及び④本日現在において所有する対象者株式の数については、以下のとおりです。

① BASE の概要

（１）名称	BASE 株式会社
（２）所在地	東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号 住友不動産六本木グランドタワー 37F
（３）代表者の役職・氏名	代表取締役 鶴岡裕太
（４）事業内容	Web サービスの企画・開発・運営
（５）資本金	8,735,346,659 円（2024 年 12 月末日現在）
（６）設立年月日	2012 年 12 月 11 日

② 公開買付者との関係

資本関係	該当事項はありません
人的関係	該当事項はありません
取引関係	該当事項はありません

なお、BASE と対象者及びその他の本取引当事者においても、資本関係、人的関係及び取引関係はございません。

③ 譲受けの目的

本対象者株式取得により、BASE 及び対象者において、上記「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のシナジー効果が生じると考えられるため、BASE は公開買付者から対象者株式を譲り受けるものです。

本公開買付けにおいて、BASE が公開買付者とならず、公開買付者である JG27 から対象者株式を譲り受けることとなったのは、①公開買付者が最終的に譲り受けるコマース 21 及び BASE が最終的に譲り受ける対象者の企業価値を算定した結果、公開買付者が譲り受けるコマース 21 の方が規模が大きいこと、並びに②JGIA は BASE よりも M&A 及び公開買付けの経験を有することから、BASE ではなく公開買付者が主体となって本公開買付けを行うことが望ましいと公開買付者及び BASE において考えたことによります。

④ 本日現在において所有する対象者株式の数

BASE は、本日現在において対象者株式を所有しておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社Eストアー	
② 所在地	東京都港区赤坂九丁目7番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 柳田 要一	
④ 事業内容	情報・通信業	
⑤ 資本金	1,023 百万円 (2024 年 9 月 30 日現在)	
⑥ 設立年月日	1999 年 2 月 17 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)	株式会社ユニコム	34.19%
	ヨシダトモヒロ	3.49%
	株式会社ワンド	2.92%
	石村賢一	2.84%
	株式会社SBI証券	1.35%
	鈴木智博	1.25%
	柳田要一	1.09%
	日野秀一	1.00%
	山沢滋	0.87%
	加藤鉄雄	0.80%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	該当事項はございません。	
人的関係	該当事項はございません。	
取引関係	該当事項はございません。	
関連当事者への 該当状況	該当事項はございません。	

(注)「⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)」は、対象者が 2024 年 11 月 14 日に提出した第 27 期半期報告書に記載された「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

決 定 日	2025 年 3 月 3 日 (月曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	2025 年 3 月 4 日 (火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2025 年 3 月 4 日 (火曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2025 年 3 月 4 日 (火曜日) から 2025 年 4 月 1 日 (火曜日) まで (20 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2025 年 4 月 15 日 (火曜日) までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,953円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

JGIA及びBASEは、本公開買付け価格を決定するに際し、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2024年8月上旬から同年11月下旬まで実施し、対象者の事業及び財務状況を多角的・総合的に分析しました。また、JGIA、BASE及び公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2024年12月25日の東京証券取引所における対象者株式の終値1,196円、その時点における過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,200円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,307円及び同6ヶ月間の終値の単純平均値1,339円の推移を市場株価の水準として参考にしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する複数の上場会社の市場株価と収益性等を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析いたしました。

なお、公開買付者は、上記の要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付け価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付け価格(1,953円)は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2024年12月25日の東京証券取引所における対象者株式の終値1,196円に対して63.29%、その時点における過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,200円に対して62.75%、同過去3ヶ月の終値の単純平均値1,307円に対して49.43%、同過去6ヶ月の終値の単純平均値1,339円に対して45.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格になっております。

また、本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である2025年2月28日の東京証券取引所における対象者株式の終値1,943円に対して0.51%のプレミアムを加えた価格になっております。

② 算定の経緯

(本公開買付けの決定に至る経緯)

「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等の本公開買付けの公正性を担保するための措置)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,465,365(株)	1,709,900(株)	—(株)
合計	3,465,365(株)	1,709,900(株)	—(株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,709,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,709,900株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である、3,465,365株を記載して

おります。なお、当該最大数は、本基準株式数（5,266,365 株）から不応募対象株式（1,801,000 株）を控除した株式数です。

（注 3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 4）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は関係法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（6）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 ー％）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	21,050 個	（買付け等前における株券等所有割合 39.97％）
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	34,653 個	（買付け等後における株券等所有割合 65.80％）
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	18,010 個	（買付け等後における株券等所有割合 34.20％）
対象者の総株主等の議決権の数	52,622 個	

（注 1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する不応募対象株式（1,801,000 株）を除き、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、18,010 個としております。

（注 2）「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は本公開買付けにおける買付予定数（3,465,365 株）に係る議決権数の数です。

（注 3）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2024 年 11 月 14 日に提出した第 27 期半期報告書に記載された 2024 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（5,266,365 株）に係る議決権の数（52,663 個）を分母として計算しております。

（注 4）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 6,768 百万円

（注）買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数（3,465,365 株）に、本公開買付価格（1,953 円）を乗じた金額を記載しております。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
2025 年 4 月 8 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）

の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,709,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,709,900 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約を解除する場合は、公開買付期間の末日の 16 時まで、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 16 時までには到達す

ることを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。

オンライントレードで応募された契約の解除は、オンライントレード上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンライントレード上の操作による場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の 16 時まで解除手続を行ってください。なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作により解除手続を行うことが可能です。なお、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいた

しません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

（１０）公開買付開始公告日

2025 年 3 月 4 日（火曜日）

（１１）公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「（２）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「（４）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「（５）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無

上記「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、公開買付者と対象者の役員である石村氏を含む応募合意株主及びユニコムは、本応募・不応募契約を締結しております。その概要は、上記「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

② 本公開買付契約

上記「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、公開買付者及び対象者は本公開買付契約を締結しております。その概要は、上記「（６）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

③ 本公開買付けへの賛同表明

2025 年 3 月 3 日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、本特別委員会から提出された 2025 年 3 月 3 日付答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討・協議を行った結果、2025 年 3 月 3 日現在においても、2024 年 12 月 26 日時点における本公開買付けに関する意見を変更する要因はないと判断したとのことです。

以上より、対象者は、2025 年 3 月 3 日開催の取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 対象者における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員である取締役を含む。）の承認」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2025 年 3 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」

対象者は、2025 年 2 月 14 日付で対象者決算短信を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、対象者決算短信の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(i) 損益の状況 (連結)

会計期間	2025 年 3 月期 第 3 四半期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
売上高	8,898 百万円
営業利益	621 百万円
経常利益	598 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	401 百万円

(ii) 1 株当たりの状況 (連結)

会計期間	2025 年 3 月期 第 3 四半期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)
1 株当たり四半期純利益	76.18 円

② 「関係会社株式譲渡等による通期業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025 年 2 月 14 日付で 2025 年 3 月期の通期業績予想の修正を公表しております。詳細につきましては、対象者の当該公表内容をご参照ください。

③ 「2025 年 3 月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2024 年 12 月 26 日付で公表した「2025 年 3 月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」に記載のとおり、2024 年 12 月 26 日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025 年 3 月期の期末配当を行わないこと、及び 2025 年 3 月 31 日を基準日とする株主優待より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さ

らに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。